

令和3年第3回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1日目）令和3年9月10日 午前9時 （3名／6名中）

（2日目）令和3年9月13日 午前9時 （3名／6名中）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	坂井 信久	一問一答	①新型コロナウイルス感染者の急拡大について (町長、教育長、総務課長、担当課長)
2	山際 照男	一問一答	①バイオマス産業都市構想について (町長、担当課長)
3	田牧 正義	一問一答	①町づくりのための資産戦略公共施設のしまいかたについて (町長、担当課長) ②空き家問題について (町長、担当各課長) ③交通弱者に対する取り組みについて (町長、担当各課長) ④地域生かす広域連携について (町長、担当各課長)
4	松木 豊年	一問一答	①新型コロナ感染症対策について (町長、担当課長) ②スーパーシティについて (町長、担当課長) ③「生理の貧困」、生理用品の無償配布について (町長、教育長、担当課長)
5	木戸口 勉幸	一問一答	①新型コロナウイルス感染症対策について (町長、担当課長) ②移住定住における空き家と農地をセットで取得する場合の課題について (町長、担当課長)
6	松浦 慶子	一問一答	①ひきこもり支援の取組みについて (町長、教育長、担当課長)

(9月10日9時00分)

(3番 坂井 信久 議員)

○議長 (前川 勝) 1番目の質問者、坂井議員の質問に入ります。

3番、坂井議員。

○3番 (坂井 信久) 3番、坂井でございます。今回トップバッターということでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

今回、私は一問一答方式によりまして、1点の通告をいたしております。新型コロナウイルス感染者の急拡大について、という項目でお聞きをいたしますので、よろしくお願いたしたいとこんなふうに思います。また、これにつきましては日々情報等が発信をされておりました、数値あるいはこの記載にない若干言葉もあろうかと思っておりますけれども、そこら辺も含めてよろしくお願いたしたいと、こんなふうに思っております。

それでは始めます。連日報道されておりますように、新型コロナウイルスの変異株いわゆるデルタ株でございますが、これにより第5派感染者が今爆発的に増加をいたしております。これは、一般質問提出時の日でございますから少し戻っておりますけれども、現在少し収束をいたしておるという状況ですが。8月25日現在の感染者数はいわゆる、これ三重県の数でございます。9227人。死亡者数は122人となりまして、病床使用率は65.1%、重症者用も26%に上昇をいたしております。今現在もっと上昇いたしておりますけれども。この当時はこれぐらいの数字であったということでございます。その結果、8月27日より緊急事態宣言対象地域に指定されることとなりました。三重県も当然そうになったわけでございます。また昨日には、9月12日から30日まで、これ9月12日まででございましたけれども9月30日まで延長が発表されたという報道もございまして、三重県も9月30日まで緊急事態宣言が適用されておる、こういう状況でございます。本町も変化では患者数も少数で推移をいたしておりましたけれども、8月21日には18人例目の患者が発生しており、予断を許さないと、こういう状況でございました。私は本年3月及び6月定例議

会におきましても、新型コロナウイルス感染症に関する質問いたしておりますけれども、現下の状況を鑑み、今一度これらに係る質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目でございますけれども、昨日も4名多気町では発症したと、こういうことが連絡がございましたけれども、今の現状を見ると率直に町長の感想って言いますか、まあ所信、今のどんなふうはこの状況を考えておられるかまずお聞きをしたい、こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 今、議員おっしゃっていただいたように日々刻々と大変な状況が続いております。緊急事態宣言がまた延長もされました。ということで、町のほうにおきましては対策会議を開きました。これまで2回開きました。基本的にやはりうちの職員も感染したこともあるんですけども、基本的には国のほう言うておられますように、まず飛沫を防がないかんということで大勢の仲間での食事とか飲み会とか、まずそれをやめる、それから遠出をやめる、外出をやめる、そしてもちろん三密はもう以前から言われてますのでこういうことをやめる、ということでそれぞれ個人個人一人一人がそういうことを気を付けていかなければ絶対にこれ収まらないと思います。今朝のニュースを見ておりましたが、あまり聞いたことないミュー株とかイータ株とか、なんか新しいそういうウイルスが出てきておりますので、それらを踏まえすと、まずマスクもして、基本的な事を皆が守らなければなかなか治らないと思います。ぜひみんな協力してやっていかなあかんと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） 町長も危機感を持たれとると、こういうことを少し発言がございましたので、私もまあ安心をいたしました。やはり危機意識をしっかり持っていただくということが、まずこの病気に対する心構えなんだろうとい

うふうに私も思っておりますし、私個人では、おそらくこの病気は収束をせんと、そんなふうに思っております。先日もある方から、本を、これに関する本をちょっと読めというふうなことで、お預かりして読まさせていただきましたけれども、やはりこの病気の特徴としてはやっぱり発症しないでも人に感染をさせると。こういうふうな無症状の患者の方がたくさんおられると。こんなことがやはりございますと、なかなかこの病気の収束っていうのは、私は難しいんではないかなと、こんなふうに個人的には思っておりますけれども、一時も早くこの病気がなくなってですね、新たな、普通に暮らせる日常が取り戻せたらなあというふうにも思っております。

それでは、またお聞きする場面もあるか分かりませんが、次の課題へ入ります。6月定例会でもお聞きしましたけれども、現在のワクチン接種率をお伺いしたい。これにつきましては、9月3日の全員協議会あるいはこの時に8月26日あるいは27日現在の数値についてですねお伺いいたしましたけれども。やはり私たちはその情報の共有て言いますか、それが一番大事、あるいはまた議会ができるっていうことはやはりそれをお聞きをして、できるだけ町民の方にこういう議会の場を通じてでもですね、あるいはホームページ、いろんな場面を通じて発信しておられますけれども、やはり議会としてもまあそういうことが必要なんだと。またそれが議会としてできることなんだろうというふうに思っておりますので、ぜひそういったところにつきましても重複する部分あるか分かりませんが、あるいは新たなもっと最新の情報があるか分かりませんが、ぜひこの件につきましてもお聞きをしたい、こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） それでは、お答えさせていただきます。令和3年1月1日人口におきます、9月8日時点において、高齢者は1回目接種90.5%、2回目接種88.5%、でございます。対象とする12歳以上の人口で見ますと、

1回目接種が64.2%、2回目接種が55.2%でございます。また65歳以上の高齢者を除く12歳から64歳までの1回目接種として見てみますと、1回目接種は52.9%、2回目接種は39.6%という現状です。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） 日々刻々とですね、上昇しておると。今、ありがたいことだなあと。一時も早く終わったら結構やろなあというのを思っております。当初は年内あるいは10月、昨日の菅総理大臣の発言でもまあ11月ぐらいまでにはですね2回目の接種が全て終わるようなお話でございました。希望者については、全部そこら辺で終わるのではないかというようなお話でございましたけれども、まあ一部報道には3回目が必要ではないかというような報道もされておりました、まあこの先がなかなか見通しすることができませんけれども、多気町も当初は5人というふうな患者数でございましたけれども。おそらくもう40例を超えてですね、今は40数名の方が発症しておるということで、なかなかまあ安心もできやん状況になってきておるというのが事実だと思いますので、一時も早くこれらの摂取についても進めていただきたいと、こんなふうには思っております。

それから、それに関連しますけれども、多気町の場合そうしますと、この接種希望者全員がですね、いわゆるその2回目接種終了する予定の時期というのは、まあ政府が言うておりますように、11月下旬ぐらいになるのか、あるいは多気町としてはもう少し、あるいは松阪地区ですね、松阪医師会さんと一緒にやっております松阪、明和、大台含めたこの終了時期がですね、どの程度になるのか、そこら辺の見込んでおられる時期をぜひ伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 松阪地区1市3町で計画をさせていただいておりますのは、接種対象者の希望を8割と計画いたしまして、予定としましては

11 月末終了を目指しております。遅くとも 2 回目を 12 月までと想定しております。希望者全員が摂取できるように、国にワクチン供給の希望をしていく予定でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3 番（坂井 信久） ありがとうございます。まあ概ね予定どおり進んでおると、こういうふう理解をいたします。そうしますとですね、そうしますと今まあ個人のお医者さんにかかっておられる方はまあ別としましてですね、その集団の摂取する人数っていいですか、1 日どれくらい今 1 日摂取しておられるのか、集団で。そこら辺少しお伺いしたいと、こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 集団接種でございますね。少々お待ちください。

集団接種で、1 日あの、失礼いたします。すいません、9 月に集団接種としまして B A N K Y O 会館のほう、させてもらっている人数におきましては 500 人近くの接種をさせていただいております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3 番（坂井 信久） 私もここに記載がありませんので、急にお聞きしたということがございますけれども。まあ多気町としては約 1 日 500 人程度で進んでおると、集団接種についてはですね。そういう理解で良いということですね。ありがとうございます。ぜひ一時も早く進めていただきたい、こんなふうに思います。それから 4 番目に、この集団接種が始まる前にですね、まあ当局のほうからいわゆる自力で来られない方っていますか、身体あるいはご家族いろんな環境上その自分の足でこの会場に来られないと、こういう方については「でん多」の利用がですねできる、こんなふうなことが発言をされておられますけれども、この実際その会場搬送に「でん多」を利用された方がどの程度あった

んか、もし分かる範囲であればお答え願いたいなあとこんなふうに思います。
これはまあ企画課のほう分かるんかちょっと分かりませんが、よろしく
お願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 6月、7月、8月のBANKY〇会館への送迎
で利用していただいております。計 15 回、実人数として8名の方が利用して
いただいております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） 実はこれをなぜ私この席で発言をするかというふうに申
し上げますと、以前にも私は実は公共交通の問題を再々この議会でも取り上げ
まして、色々質問いたしております。で、私が聞いておる、私が知っておられ
る方については、やはり「でん多」の利用というのは、非常にまあこれは副町
長さんのほうがしっかり聞いていただきたいんですが、非常にその利用しにく
いという話がいつも聞きます。やっぱり集団で乗り合いバスあるいは乗り合い
ってというのはあれなんですけど、やっぱり昔の人なんかは自分一人であんなタク
シーを使うというそこに抵抗があるっていう話も少しお聞きをして、なかなか
その「でん多」ってというのは利用がしにくいと。なんでああいう乗合バスのな
ことを、まあちょっと余談になりますけれども、多気町はできやんのかなあと。
これはもう前々から私申し上げておるところで、タクシーばかり使うという
のはですね、まあ高齢者にとると非常にまあ昔の方こう始末をして苦労されて
経験されておられるって関係から、一人でタクシー1台使うってというのはやっ
ぱり抵抗があると。こんな話もお聞きしておりますので、やはり 12 月の公共
交通審議会ですか、それに向けて今計画を策定されておられると思いますけれど
も、やっぱり乗り合い的な事のほうがいわゆる利用される方お年寄りがやはり
多いということもありますので。ぜひそういったこともですね、私が思ったよ

りこの数も少ない。家族やとか周辺の方がおそらく操業されたと思いますけれども、やっぱり利用しにくいということは再々私は高齢者の方にお聞きしますので、やっぱりそういったことも頭の片隅に入れられてですね、これから公共交通の色んな計画についても色々ぜひされたいと、こんなふうに思いまして、この問題をお聞きしたわけでございます。

それでは、次へ進みます。聞き及ぶところ、県内事業者においてもPCR検査を実施しているところがあるようでございます。町内事業者にて行なっているところなど把握しておられましたら、お聞きをしたいと。また、先般も町職員にも発症者がありましたけれども、そういった観点から職員に対するPCR検査を実施するというようなことを検討されたのかどうかお伺いしたいと、こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 特に町内事業者におきましては、PCR検査を実施している状況は把握しておりません。また、町職員に対してもPCR検査の実施は今のところ検討していない状況です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） そうしますと、当然その後に私いろいろお聞きをしようかなというふうに思っておりましたけれども、学校関係の教員やあるいは職員、保育所関係の職員あるいは行政のそれらに関する職員等につきましても、同様にそのPCR検査を実施を検討する、するというふうなことは検討しておらないと、こういうことで理解でよろしいんですか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） PCR検査ではございませんが、抗原簡易検査におきましては、県を通して厚生労働省より6月から県内の高齢者の施設、障

害者施設、また8月末からは介護施設、学校、保育施設に希望により配布されている状況です。当町におきましても子供と接触機会の多い保育士等の業務継続のために、現在簡易抗原キットを購入して各園に配布をしております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） ありがとうございます。本町の状況が少し分かってきましたので、ありがたいことだというように思っております。まあいずれにいたしましても、最近非常にこの感染者が増えたっていうのは一つにはやはりPCR検査をですね全国的にも以前に比べて非常に検査数が多いということで、その中に陽性者がたくさんあるということもあって、感染者が増えておると。またその感染者の中の大体6割から7割は無症状であるというようなことも報道されておまして、検査を増やすことによって感染者が増えるというような、こういうふうな数字的な動きがあらうかというふうに思っておりますけれども。本町として、町内でももだいぶ増えてきましたので、特にそういうふうな行政なり学校なりですね、そういうふうなところがやっぱり私はそういうふうなことを一時も早く進めていただくというのが大切であるというふうに思っておりますので、どうかその点につきましても、今発言がありましたように簡易抗原検査ですか、そういうキットを使って進めていただいて、早く陽性者を発見をするというふうな努力に努めていただきたい、こんなふうに思います。

それから、その次につきましては、先ほど発言もございましたけれども、残念ながら本庁職員がですね、21日に発症した事実であります。濃厚接触者も2名であるということで結果はまだ判明していないというようなことでございました。現在はおそらく分かっておるんだと思いますけれども。この2名の方の結果については、陽性者であったんかあるいは陰性者であったんかですね、どんなふうになったんかその後の経過等につきましてお伺いしたいと、こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 本町職員の感染者は回復し、保健所の指示のもと8月31日に、職場に復帰しております。また濃厚接触者の両名も2週間の隔離期間を経て9月3日、6日に職場に復帰しております。なお、濃厚接触者両名においては自覚症状がない場合は、現在保健所のほうが逼迫しているためPCR検査を受けることができません。しかしながら、本人の自主的な検査キットにおいて検査しコロナウイルスが存在しないとの報告を受けております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） これは、ここには記載してございませんけれども、なぜまあ今回もその問題について取り上げたかと申し上げますと、実はまだ多気町では40数名でございますけれども、いわゆる都心部ではですね、患者数が非常に多い所につきましては、いわゆるその自宅療養をしておられる方が非常に多いと。先般もその報道されておったんでは、保健所との情報共有ができないがためにですね、行政側として自宅療養者に対して何らかのその支援、あるいはその手立てをやりたいのにできないと、というようなことが問題視されておるといふふうなことで、多気町は今40数名だと思いますけれども、これからどの程度のその増加をする、全くこれ見通しがつかんという状況でございます、その中でもいわゆるその入院できない、自宅療養続けなけりゃいかんというふうな方がですね、増加した時の町の対応ですね、こういうふうなことをどうしてくんかなあというふうなことをたまたまお聞きをしようというふうに思っておりますら、この間夕刊三重には大台町では自宅療養者にやっぱり支援を開始をしておるといふことが記載をされておりました。これにつきましては、いわゆる食料品やとか日用品だとかですね、そういったものを配布したりとかあるいは本人の家族構成にもよりますけれども、お一方でお住まいの方につきましてはもう連絡を取って健康状況もですね把握をしていくというふうなこ

とも、まあ保健所が非常に今業務が切迫をしておるといふこともありまして、そんなことをおそらく大都市周辺の市町が進めていきたいと、これ全国紙にこれ書いてあったんですけれども。それがなかなかできない状況になってきておるといふことで、今後多気町においてもそこら辺は想像が付きませんけれども。仮にその自宅療養者が増えた場合の対応について、課長が考えておられるようなですね対策て言いますか、町の行政としての対応の心構えて言いますか、そこらについて少しお聞きをしたいと、こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在、保健所が自宅療養者の支援をしております。当町としては、療養支援としては実施してきておりません。保健所のほうは毎日健康調査をしてみえる中でお困りごとがないか確認していただいております。どうしても困ったことがあった場合は、本人同意のもと町へ連絡を入れていただきます。または町へ相談するように促していただきます。このような連携で支援していきたいと考えます。健康福祉課としては、福祉総合相談「みんなの窓口」を開設しておりますので、療養者の方もお困りごとがあれば相談していただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） 今、お聞きしましたのは、特にまあ患者数が多い大都市周辺ではですね保健所のもうキャパがいっぱいでできやんと。それでまあ行政のほうは相当やっておられるというようなこと、その情報共有ができやんのでというようなことが記載をされておりましたので、まあこういう地方の人口の少ないところではちょっと色んな状況が違いますけれども、今後場合によつたらそういうようなこともあってですね、保健所のほうの対応が不可能であるといふことで、行政の支援をといふこと仮にあった時にですね、そういうようなことを私は懸念をしてお聞きをしたわけでございます。いずれに対しましても、

こう色々コロナウイルスのことをお聞きするというのは、実は他の議会でも何かできないかっていう意見が先般、全員協議会の後でございまして。まあ議会にはその執行権も予算も無いということから、私はやっぱりその情報をですね、行政の持つておられる情報をあらゆる場合についてその町民に伝えると。特にまあ国、県につきましては毎日テレビ等でもですね報道されておりますけれども、なかなか市町ではやはりホームページそういったこと、あるいはLINE等でもですねやっておられますけれども、議会も私はその一つの間だというふうに考えております。これはおそらく他の議員も同意やと思いますけれども。やはり、そういった事が一つの議会の役目かなあというふうに私も思っておりますので、今回こういうことをいろいろお聞きをしたわけでございます。いろんな場面を通じて、町のそのコロナに対する情報をこう発信をしていただく、そういう機会を作るというのが私の役目ではないかなと、いうふうに考えておりますので、色々お聞きしたわけでございます。どうかこれからも対策のほうよろしくお願ひしたいと、こんなふうに思っております。

それでは、7番目に入ります。3月定例会一般質問では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の使途についても質問いたしました。その要諦につきましては、本来の新型コロナウイルス感染対策に使っていただきたいと思いでございました。特に公共施設、これはまあ教育関係施設を含むですけども、に係る施設改装の財源に充当されるのが本来の目的であったはず、私はまあそんなふうに思っておりますけれども。本町のそこで、本町の公共施設、これは教育関係施設を含むんですけども、対策あるいは改装をですね、予算もあがってございました。議会のもうもこういうようなん作っていただきましたけれども、この実績について少しお伺ひしたいと、こんなふうに思っております。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 本町の公共施設のコロナ対策の改装実績でございますが、天啓の里の空調改修工事、ふるさと村及び元丈の館の空調改修工事、小

中学校特別教室のエアコン設置工事、文化会館空調改修工事が完了しております。なお、他にも役場庁舎や保育園及び学校の備品購入なども多々ございます。また、ふるさと村ログジ及び勢山荘バンガローの改築工事、文化会館の空調、トイレ手洗い改修工事は、現在施工中でございます。この後、また児童館の自動手洗い改修工事を発注していく予定でございます。一方、庁舎の女子トイレの洋式化を1カ所、それから自動手洗い水栓化を2カ所、町単独事業で実施し、6月下旬に完了しております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） 特にまあこの事を6月もそうですけれども、くどくど申し上げますのは、特に今台風14号が発生をいたしておりますけれども、これからおそらく起こるであろういろんな災害ですね、地震がいつあるか分かりませんけれども。いわゆる防災の、いわゆる役場あるいは町の関係施設につきましては、いわゆる防災の拠点というふうになるわけございまして、当然人の出入りも多く、あるいは避難のされる方もあろうかと思えます。まあそういう所でクラスターなりですね、この病気が拡大するということだけは私は避けなければならん。これはもう当然町長も同じ思いであろうかと思えますけれども。そういったこともありますので、私はこの役場も含めてですね、やるべきというふうに思っております。個人的にはまだ少し役場庁舎については不足をしておるのではないかというふうに思っております。これは、以前にも申し上げましたけれども、組合議会において、松阪の議員からそういうことをスカッと言われたんでちょっと私もちょっと松阪さんは力入れられておられるのかなあというような思いもありまして、特にそういった国からいただいた財源においてですね、うまく事ができるのであれば一刻も早く私は進めていくということで、今申し上げたこの役場関係施設からクラスターになり発症者が増加するようなことだけは避けるということにやはり心がけていきたいという思いからお聞きをしたわけでございますので、今、総務課長のほうからご答弁ありま

した今現在改修中あるいはもう既に終わったものありますけれども、これからもさらにその改修が必要であるというふうなこともぜひ検討していただいでですね、施設の充実、どこへ出しても恥ずかしくないんやと、うちは一通りのこと全部してあるんやというようなことがですね、胸張って言えるように、1カ所だけとトイレも言わんと全ての箇所をすとかですね、やはり役場っていうことになりますと消防団やとか災害の時たくさんの方がおみえになったり利用されることが多いわけですから、そういったところでこう接触をしてこの感染者が増加するという事だけは裂けていただくような努力をぜひ続けていただきたい。これからもさらにその施設の見直しをしていただいて、やれるところはやっていただきたいなあというような、これはお願いをいたしておきます。

それでは、進めます。そして、夏季いわゆる夏休み明けですね、夏季休業明けの学校再開にあたりましては、各学校における対策あるいは学校行事などの様々な課題対策があると考えておりますけれども、今現在教育委員会として考えておられることについてお伺いしたい。これにつきましては、先般のこの議会の初日の諸報告につきましてですね、教育長のほうからいろいろ学校教育あるいは部活動あるいはその他の社会教育等につきましても、まあいろいろ縷々説明があったわけですから、冒頭申し上げましたように、この12日以降もですね、この緊急対策と言いますんか、宣言対策地域にまだ三重県が含まれておることになりますので、この12日以降ですね、これらについて今現在最終的なその会議等も済まして公に決まっておらんか分かりませんが、教育長考えておられるですね、12日以降の対策対応についてお伺いしたいと、こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） では、ご報告させていただきたいと思います。

9月30日までの延長ということでこうなりましたので、それ以降の、それ

に対する対策ということで、ご報告をさせていただきたいと思います。昨日、教育委員会そしてその後に町の校長会を、開催をさせていただきました。その中で、12日以降ということですが、引き続き基本的な感染対策の徹底、具体的に言いますと石鹸による手洗い、不織布マスクの推奨と着用、登校前の検温と家族全員を含めた健康観察の徹底、三密を避けた行動等、確認しております。またデルタ株に有効な換気の徹底を指示しております。また、保護者との感染拡大未然防止のための連絡の強化ということで、同居家族の方の陽性判明時や濃厚接触者の特定時での学校への連絡の協力を、呼びかけさせていただいております。これは9月1日以降も9月いっぱい引き続き対応のほうをさせていただくところでございます。そして、来週になりますけれども、今週と同じように通常授業、そして部活動につきましては中止という形で進めさせていただく予定でございます。それを、本日、保護者の方々への通知ということで準備のほうさせていただいております。学校行事につきましても、それぞれの学年の成長時期に合わせた大切な教育活動であることから、できる限り中止とせずに感染状況に応じて延期や規模縮小で対応をしているところでございます。具体的に言いますと、運動会、修学旅行、部活動の大会などがございます。今後、地域の感染拡大の状況が進んだ場合を想定をいたしまして、学校規模に応じた対応や学級や学年、学校全体での感染状況に応じて、文科省のガイドラインに基づいて学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休業のオンライン授業がスムーズに進むよう、現在準備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） 概ねは、12日以降の対応もですね、いわゆる現在の対応を継続するとういう理解をしていいんだというふうに私は理解をいたしましたけれども、それでいいわけですか。そうしますと、この⑨、⑩についてもおそらく同様なですね対応を12日以降もしていただけるもんだと思います。

れども、何か違うところがあればお答え願いたいと思います。現行の対応をですね、12日以降も続けるということであれば、もう割愛を私もいたしますけれど、そこら辺どうですか。

○議長（前川 勝） 今、坂井議員、⑨へ入ってよろしいですか。

じゃあ朗読のほうお願いいたします。

○3番（坂井 信久） はい。⑨社会教育に関する様々な教室あるいは関連事業との今後の対策及び対応についてお伺いしたい。それから⑩のスポーツ関連施設の今後の対応対策についてお伺いしたい。この2つをですね、お願いしたいとこんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、坂井議員のご質問にお答えさせていただきます。12日以降の社会施設の利用でございますが、緊急事態宣言がですね30日まで延長されたってということに伴いまして、現在も12日までは社会施設の利用は中止とさせていただいておりますが、引き続き30日まで社会施設の利用も中止とさせていただきたいと考えております。それと、各社会教育の講座につきましては、年度当初から中止あるいは自主的に活動を中止としている教室がございます。今後の活動や施設の利用につきましては、出来る限りの感染症対策を講じていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） それでは、最後になりますけれども、給食センターについての今後の対策対応ですね、これについてもお伺いしたいと思います。これにつきましては、市町によっていろいろ対応が今のところですね発表されておられる対応についてはまあ違います。明和町では給食を全面的に中止をしておられるというようなことの記載がございましたけれども、やはりこれは給食等によります感染拡大を避ける目的やというふうなことも記載がございました

けれども、いろいろ市町によっても対策が違いますけれども、多気町のこれについての対策あるいはこの 12 日以降もですね含めて、そこら辺少しお伺いしたい、こんなふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。給食センターのほうでは教育長の回答にもございましたように、現在学校では通常授業ということでございますので、給食も実施しておるというところでございます。学校給食センターでは安全安心な給食を提供するため、日頃から職員の感染症予防に努めているところでございます。今後も健康管理チェックを行うなど細心の注意を払いながら給食を提供していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○3番（坂井 信久） ありがとうございます。概ねまあ質問いたしましたことにつきましてお答えいただきまして、本当にありがとうございます。中程にも申し上げましたように、やはり私以外の方もですねおそらくこの問題を取り上げられておりますけれども、やはりそれはやはり情報を引き出すあるいは発信をしていただくというふうな機会を設けるという意味でおそらくされておられると思いますし、また議会の役割については私はそんなふうに思っております。これからいろんな機会を通じて、これらの数値あるいは多気町の状況についてもご報告なりあるいはホームページなり色んな媒体を使って発信をしていただきたいと、こんなふうに思います。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（前川 勝） 以上で、坂井議員の一般質問を終わります。

ここで、コロナ対策ということで約 10 分間ということの休憩を決めておりますので、50 分再開ということでお願いいたします。

(10 番 山際 照男 議員)

○議長（前川 勝） 再開します。

2 番目の質問者、山際議員の質問に入ります。

10 番、山際議員。

○10 番（山際 照男） 10 番、山際でございます。議長の許可を得ましたので、私からはバイオマス産業都市構想について、町長並びに担当課長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

バイオマス産業都市構想は、ご案内のとおり平成 21 年 6 月、バイオマス活用推進基本法に基づいて経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸にした環境にやさしく、強いまち、村づくりを目指す地域であり、関係 7 府省、いわゆる内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省が共同で地域を選定し支援を行うこととなっております。全国では、令和 2 年度時点で全国で 94 市町村が選定されております。三重県内におきましては、津市が平成 25 年度木質バイオマス発電、バイオガス発電、熱利用等で選定されております。さらに令和 2 年度には、南伊勢町もバイオガス発電、熱利用、固形燃料化の取組みで選定されております。そして、多気町におきましては、木質バイオマス発電、これは間伐材とか剪定枝等の利用でございますが、それと廃熱、CO₂を利用した微細藻類の培養、研究開発及びバイオガス発電、液肥化、食品廃棄物の主な取り組みで、令和 2 年度の公募で選定されました。今後 10 年間にわたって本事業が実施されていくわけでございますが、このバイオマス事業を核として町内の企業や地場産業との連携による互いの発展、互いの雇用創出など、経済波及効果を生み出していくべきと考えます。そのような観点から、次の質問を行います。なお、バイオマス構想につきましては、農林業、農林関係、環境問題も絡んでくると思いますので、庁舎内横断的にも関係してきます、実施するようになっ

てくると思いますので、ご担当の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは1点目でございますが、3月議会での町長の施政方針でも挙げられております、多気町のバイオマス産業都市構想は、策定に向けて2014年、平成26年でございますが、から活動されております、いわゆる中部プラント、バイオ産業の集積地でございますが、中部プラントのバイオマス発電所の立地協定から、選定に向けた活動が始まったものではないかなと思っております。バイオマス産業都市構想が選定されて、今後どのような支援、町民向けもありますし事業所向けもあると思ひます、があるのかお伺ひいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） まず町民向けとしましては、地域集材制度やアシスト制度を活用しました果樹剪定枝や竹の取材促進と間伐促進を図りまして、森林や竹林等の再生につなげていくことだと考えております。また事業所向けとしましては、国の補助制度などが採択されやすくなることで支援につながると考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） まあ町民向けのアシストを制度という部分がありますが、これはですね、まあ町民の方がそのバイオマスの原料、材料を持ってきて、あそこの集材所へ置いて売るわけでございますけども、これの利用度っていうのは、どれくらいになっておるんでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問ですけれども、令和2年度の集材の実績でございます。件数にしまして年間で153件の搬入があり、その内131件支払いをしております。また補助金につきましては276万3040円の補助金を支払ってございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） まあこれあの町民向けっていうんか、町長の言われる部分では町内の竹や間伐材を持ってきて軽トラに積んで持ってきたら一杯代になるといような話、そういう話もあったわけでございますけども。あのう、これ私がちょっと調べたところでいきますと、令和2年は環境課長の言われたとおり276万3000円の補助金でございました。で、トン数でいくと587トンと。令和元年が600トンということで、少なくなってきたんです。で、この傾向っていうのは今後ずっと続くような傾向になるんでしょうか。そこら辺は町としては検討としてどう思っているのか、確認ちょっとお聞きいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 木質バイオマスということで、町民の方から間伐材また剪定枝、果樹の剪定枝等を搬入いただいておりますが、その中には木と竹、2種類に分けてございます。木のほうにつきましては、やはり竹に比べまして重量が重く運び出しが非常にちょっと困難というところもありまして、減少傾向にあります。一方、竹のほうにつきましては、まあ運搬しやすいという点もございまして、竹のほうは増えてきてございます。全体量としましては少し年間によりまして多少の差はございますが、大体600トンぐらいで推移しているような状況です。今後もできるだけですね、間伐、これの目的としましては森林整備であったり林業の再生という部分もございまして、搬入しやすいような工夫、それから、その搬入機材への補助金もございまして、そこら辺を周知して維持していきたいと考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） 竹は中空洞ですんで、重さはだんだん少なくなってくる

とは思いますが。はい、わかりました。まあそういうことでできれば間伐材をどんどん活用していただいて綺麗な森林を作っていただくというのが目的だと思いますので、そこら辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。で、町民向けはですね、発電所見学者に任意にその志を集められて、町を通じて苗木購入等の植栽事業に寄付を受けてると。まあこの構想のですね、冊子載っておるんですけども。これは予算化されております。で、これは40万円あるのかな、そういうような形で植栽、各区へ桜の苗木とかそういうのは配布されてるんだと思うんですけども、これはやはり寄付、私はまあ町でやられてるのかなと思ひたんですけど、寄付の財源っていうことなのではないでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 毎年、各自治会が中心になりますけど、苗木の配布をさせていただいております財源につきましてはですね、緑化基金のほうから支出をしております。緑化基金の原資のほうはですね、最近ちょっと少なくなつてまいりましたが、中部プラントのほうからもですね毎年ある程度ご寄付をいただいておりますのを、そこへ充当させていただいておるといふ経緯があります。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） それと一つ、町民向けっていうかの部分でございますけども、ユーグレナと中部プラントの3社でもっとバイオ多気という名称で形成されております。これは3社のその何て言うかな、コンソーシアム事業のていふことで、事業を進められておりましたけれども。こういうバイオ多気を形成された微細藻類の給仕とした鶏卵、それからサーモン、これはまあサーモンはもう今後終了になるんでしょうけども鶏卵のほうはどうなのでしょう。そこら辺のその事業についてですね、そのバイオ多気の部分で形成された基礎的な部分があると思うんですけど、今後どのような形でこれが進められてるのか、

ちょっとそこら辺もお聞きしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 今年3年目になるんですけども、今年はまあサーモンで研究をさせていただきました。昨年鶏卵もやっておりましたけども、今年もサーモンにつきましてもまた今後これからまだコンソーシアムとしましては今年度で終了ですけども、まだこれからユーグレナさんのほうが研究もまだ続けていかれるということは聞かせていただいておりますし、今後のこれからの進め方としましては協議を進めていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） そのユーグレナっていうのが核になるというような感じでしたけども、そのバイオの先端を行っとる会社ですので、そこら辺はまあジェット燃料っていう部分の添え書きでですねやられた経緯があります。で、ユーグレナはジェットエンジンでジェットを飛ばしました、現実には。あれは、そのバイオの燃料とそれから化石燃料は合わせて混合油ていうかそういう形で飛ばしたわけですけど、まあそこら辺のですね部分が今後非常に期待ができるんじゃないかなっていうことなんですけども。ユーグレナの方針としては町長、どのような今形になってるんでしょう。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 社長のほうに会わせていただいて、今後の計画について、ユーグレナさん新たな事をこれから検討したいということで、町としては今後また継続をしてあそこ中プラさんの排熱・排ガスを使っていただく研究施設を取り組んでいただきたいように、今申し入れをしております。そういうことで、ぜひまた多気町を発信として、基地としてこれから取り組んでいただくように

我々も応援していきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） 本当にユグレナっていうのは非常にまあ先進的な企業ですので、今後とも多気でやっていただければありがたいと思っておりますし、まあこういうような養殖も含めて私は第三セクターでなんか事業をやられたらどうかと、そいで第三セクターでやっておる福祉的な障害者雇用をどんどん雇っていただいてですね、まあそういうような障害者雇用の多気町っていうようなキャッチフレーズになってもらえばありがたいなっていうふうに思っております。大台町はゆずの関係でちょっと苦労しておりますけども。そこら辺、今後よろしくお願ひしたいと思います。

2点目へ入らせていただきます。バイオマス産業都市構想の数ある目指すべき将来像の一つとして、雇用創出があげられております。木質バイオマス発電バリューチェーンを構築し、さらに大きくするということではありますが、結果としてどのくらいの雇用者数を創出することに繋がっていくのでしょうか、お伺いします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 構想にも明記しておりますけども、二つの事業化プロジェクトによりまして、10名の新規雇用を見込んでおります。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） 雇用者数っていうのはなかなか伸び悩んどような感じもします。労働市場からですね見ますと、どれだけの雇用の吸収があるんかっていう期待もあったんですけども、まあなかなかその難しい職種もあるでしょうし、専門職という部分もあろうかなっていうあれもあるんで、まあ全体を考えればその林業ちゅうんか間伐材を搬出する人からずうっと見れば、雇用の創出

がどれくらい出たかっていうのが合計的に出るかも分かりませんが、企業自体はなかなか難しいところはあります。で、今後もまた第2バイオマスの起工式があつてできますけども、そこもやはりこれからAIっていうかそういう部分が非常に多くなつてきますから、労働者数っていうのが非常にまあ少なくなつてくるっていうんか必要ではなくなつてくるという部分がありますから、そこら辺のですね人為的労働っていうんかそういうのが減少してくる。そうなることややはり労働市場からいって雇用数が減るといふような部分もなくなつてきますし、問題は多気町の労働力がどれくらいあるんかっていう部分が出てくるんですけども、まあそこら辺も勘案して今後検討していただきたいというふうに思います。

次、3番目へ行きます。3番目でございますけども、構想のグランドデザインの食品残渣等バイオガス化プロジェクト概要によりますと、リゾート施設からの食品残渣、食品工場からの食品残渣を原料として、メタン発酵による発電事業を推進すると謳われております。この取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 現在、事業者は決まっておりますので、民間同士でございますけども業者間で今調整が進んでおるといふ事を聞かせていただいております。以上です。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） 事業所主導でやってらっしゃるといふことでございますので。しかしながら、そのバイオガスからいくとですね、そのメタンガスで発電、そうするとメタンガスということになりますと、環境アセスメントというのが必要になっていくんじゃないかと思うわけです。例えば、前村地区それから大台町の栃原地区、それから三養地区というところがですね、環境アセスメントの対象になってくるんじゃないかなというふうに思っております。で、ま

あこれは発電量とか売電量にも関係してくるんでしょうけども、どれぐらいになるのか分かりませんが、この構想の中身を見ると、VISION内の食品残渣では困難、ホテルの食事とか料理の残渣ではですね、非常にまあこの発電能力的にも燃料としては少ないということですので、ガス発生原料をどのようにするのかまあ民間レベルのことですけれども、興味があるんです。で、どのような原料調達をされるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 今お聞きしておりますのは、食品工場からの食物残渣ですね、これをある程度契約をしていただいて申込んでいただくということは聞かせていただいております。以上です。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） メタンガスとなると、我々研修に行かさせてもらった大阪岸和田のほうのメタンガスの発生と、し尿処理からずっとこういうような魚のあらとかそういうんのメタンガスで発酵されて電力発電をするということだったんですけど。まあVISIONの中でそういうようなことはやらないと思いますけれども、たとえ食品工場はまあ綺麗な残渣だと思いますが、今後ですね、いわゆる給食残渣、いろいろ家庭残渣っていうのが出てくると思いますので、まあ食品ロスって言うたらまあどうなんか、聞こえはあんまりいいことないんですけども、そういうようなものをですね活用していただいて、分別をしてそこへ持っていくというような部分もありますので、そこら辺も一つ検討をしていただいてですね、そのバイオガスの原料として活用していただければと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、4番に入ります。ホクト株式会社が立地に至りまして、現在建設中で操業も間近に迫ってきた様子が窺えます。ホクト株式会社三重きのこセンターの概要を見ますと、ブナシメジ、マイタケを生産、同社の最大規模の工場と説

明されています。前回の 12 月議会の木戸口議員の有機農業の質問で、キノコの廃培地いわゆる廃菌床でございますが、を有機肥料に活用という話もありました。同社の最大規模のキノコ工場となれば、キノコ使用済み培地が大量に出るわけで、キノコ使用済み培地の培養ガス化による発電も可能な施設であるのではないかと思います。さらに廃培地を使って農業生産との絡み、果樹栽培との絡みを生み出されることとなります。農産物の商品価値が上がるとともに、循環型社会で作られた農産物と言え、品質面でも一段とブランド価値が生まれてくるのではないのでしょうか。バイオガス化発電とバイオマスプロジェクト二本立てにこれから 10 年間で構想に組み込まれるかどうか分かりませんが、ご所見をお聞きいたしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 廃培地の利用につきましては、現在いろいろな利用方法を検討されているところでございます。今後、構想を見直す時点で必要であれば取り入れていくということを考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10 番（山際 照男） まああくまでも民間の主導でちゅうんか民間の考えでございますので、そこら辺は行政が横槍を入れたとしてもまあどうかなというふうに思いますけども。まああの静岡県のその前回の質問では静岡県の茶、みかん、トマト、イチゴを対象に試験的に実施と伺いました。その後の静岡の関係の情報っていうのはいかがでございましょうか。情報を聞いてるちゅうんかそういうのはやってらっしゃらない、やってる、どちらか。そういう情報はいかが、聞いていたらちょっと教えてください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 静岡のほうからですね、何回かそのいわゆる廃培

地、廃菌床ですね、テスト的に頂きまして、多気町の農家さんそれから近隣の市町ですね畜産農家さんを中心にテスト的に使用していただいています。その中でですね実際もう使いたいというような利用者さんですね、特に畜産農家さんが中心になると思いますけど、敷料で使いたいという方も増えてまいりました。現在、近隣市町合わせてだいたい排出量の半分以上がですね、使用先が決まっているという状況でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） ホクトの中でも多気事業所ちゅうんかあのかきのこセンターは随分その廃菌床ちゅうんかその廃培地が出てくると思うんですけども、やはりそこら辺を活用していただくと。まあなんか新聞報道によりますと、その運賃だけでですねその畑や田んぼへ運搬していただくというような、何やらそんな事も書いてあったんですけども。まあそこら辺はまた今後そのホクトとの調整でやっていただければいいと思うんですけども。まあこれはあくまでも企業サイドの部分ですからでありますし、今後そのどういうふうな形に10年間の中でどのような形になるか分かりませんから、そこら辺も考えていただければというふうに思っています。ただ、あの全国的に見ますと、きのこ培養っていうんかきのこ生産っていうのはこのホクト株式会社は全国36事業所かなんかあるような気がしますが、この構想いわゆるバイオマス構想の中には1点もそのきのこ生産っていうあれがないんですよ、ずっと調べてみますと。1箇所ぐらいはあるのかなと思ったんですけど、全然そのきのこ生産っていうあれが出てこない。いわゆるバイオマスとバイオガス、バイオマスの中でもその間伐材とかですね、の部分とバイオガスはまあいろいろとし尿処理とかそういう稲ワラとかそういうような形で出てくるんですけども、きのこの廃培地っていうのが全然見当たらない。ですから、これはその構想の中へ入れられないのかなっていうような私も感じたんですけども。まあそこら辺はちょっと農林省との今後のその報告なり、10年間かけてどういうふうに変ってくるかも分

かりませんので、そこら辺もひとつこういうバイオマスプロジェクトの中へ入れば多気町のバイオマスという構想の中、産業都市構想の中へ入れりゃもっと発展するんじゃないかなと。それから、まあ雇用の雇用数も増えるということになりますし、そうなるといろいろと構想の評価も上がってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

5番目へ入ります。このバイオマス産業都市構想を見ますと、計画期間は10年であります。で、中間評価は5年で令和6年に報告すると。選定の翌年度から5年間毎年取り組み状況の報告が義務付けられております。また、構想を読んでもみると、実施メニューがたくさんございます。多岐にわたっております。で、例えば、課題への対応はっていう部分で、「対応方針を整理します」という様なごく簡単な書き方というような記述がありますが、これはもうまったく非常に難しいと思っております。また、効果の検証等につきましても、取り組み効果の客観的検証や進捗管理等の報告、それぞれ各々のその課題など構想を読んでいると、行政でどのように検証するのやろかというような素朴な疑問を持ったものですから、そこら辺のですね、どこが、誰がっていうような形のをちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 今回この構想では二つの事業化プロジェクトを設定しております。1つは木質バイオマス利活用で、もう1つは食品残渣等のバイオガス化プロジェクトとなります。このプロジェクトの取り組み工程を10年間で設定しております。このそれぞれの工程につきまして進捗や効果を、中間年であります令和6年度に検証し必要であれば見直すこととしております。なお、来月予定をしておるんですけども、推進体制ということで協議会を立ち上げることとしております。協議会の中で毎年の進捗状況等は報告をさせていただいて協議しながら進めていくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○10番（山際 照男） 協議会で検討されてっという部分になっておるんですけども、まあこの構想を作ったコンサルはですね、監査法人トーマツ法人が 890 万円で作られておるんですけども、この中でですね、森林を育成するためにその造林をするとか育成するとか伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施してバイオマス進めるんだっというような項目もあります。私は前回、林業政策についての質問をしましたが、林業施業する方がずいぶん少なくなっで、もう 6 戸かな 6 人っというふうになってるんかな。ですからもう森林施業する人自体が無いわけで無いに等しいと思っております。そこら辺をですね、まあ協議会なりでですね検討していただくということにもなろうかと思えます。で、まあ協議会は民間も入ってきますし、それは役所の仕事やというようなことになると、これまた大変なことになります。で、多分、多気町が、町がですねイニシアチブを取って協議会を進められるんだとは思いますが、そこら辺はやはりきちっと町の方針をきちんと出して、バイオマス産業を進めていただくようにしていただきたいというふうに思っております。なんせこのバイオマス産業都市構想、この冊子を見るだけでもずいぶん難しいっちゅうんか頭痛なってくるような冊子でございますし、これはもう皆が全庁的に検討してやっていただく、いただかなければいけないようになってきておりますので、そこら辺もですね一つ努力をしていただいて、今後のバイオマス産業都市構想が成功に至るように、よろしく願いいたしたいと思えます。それから事業所向け、町民向けにもメリットがあるような形ですね、バイオマス構想を進めていただきたいというふうに思っております。以上で終わります。

○議長（前川 勝） 以上で、山際議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間の休憩を取りたいと思えます。10 時 40 分に再開いたします。お願いいたします。

(9 番 田 牧 正 義 議 員)

○議長（前川 勝） 再開します。

3 番目の質問者、田牧議員の質問に入ります。

9 番、田牧議員。

○9 番（田牧 正義） 9 番、田牧、一般質問に入ります。一問一答方式で、4 項目ございます。

1 項目目、まちづくりのための資産戦略公共施設のしまい方について。2 項目目、空き家問題について。3 項目目、交通弱者に対する取り組みについて。4 項目目、地域を活かす広域連携について。以上でございます。

それでは、まず 1 点目に入ります。これは 1 項目目の台を少し範囲を広げて、公共施設のしまい方というようにしましたが、内容的には勢和振興事務所及び公民館建設に関わる基本方針によれば、すでに決定事項であり合併特例債の期限までで進めるための実施段階に入っているとのことですが、耐震補強工事を完了している施設を廃棄するのはあまりにも軽率ではありませんか伺います。また、3 カ年計画のうち初年度の進捗状況を伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林勢和振興事務所長。

○勢和振興事務所長（小林 悟） それでは、田牧議員のご質問にお答えいたします。耐震補強工事につきましては、平成 18 年度、15 年前でございますけれども、調査を実施をしております。それも踏まえたうえで、平成 25 年度からの区長で構成する「あり方検討会」で今まで議論を重ねてきました。で、その結果が今に至っている内容でございます。実際、年間の維持費や老朽化に伴う修繕箇所が増加傾向を考えると、やはりコンパクトで極力維持費のかからない新しい施設を建設するのが最も有効な手段であるという考えで進んでまいります。どうかご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

進捗状況でございますけれども、現在、仮設事務所へ移設するための電気や電話等の移設準備を進めております。また測量設計業者が決定し、敷地内の測量

設計に入ってもらっております。今後、建築設計業者を決め建物の設計に入っていく予定でございます。庁舎、車庫等の解体につきましても、9月補正で計上している予算がお認めいただきましたら、年明け頃から解体に取り掛かってきたいと考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 粛々と進んでいると。こういうことかと思いますが、この中で詳細のところでもう一度当初の、3カ年の事業計画これは3項目目で少し絡んで参りますのでその辺りでもう一度ちょっと進捗状況等についてお話を伺いますが、今は2項目目、こちらのほうで先ほどもありました区長等で構成すると、こういうようなことですが、当初から振興事務所を廃止するのかそれともスケールダウンした最低限の機能を持ったものというように比較的こちらのほうに提示して進められたというような感じがするわけですが、非常にですから区長さん等との話がありますが、一般住民に対しての参加の機会は非常に少なかった。特に、この4月にももう一度アンケートをとるというようなことで回覧等で回っておりましたが、それらがどのように集計されてどのような反映をされるかっていうのは私には見えてこないんですが、住人が区長会ではなしに、どのように参加してこういうような現在の状況になっているのか、その辺りをお聞かせください。

○議長（前川 勝） 2番にもう、田牧議員、入ってみえますね。2番でよろしいんですね。

はい、当局の答弁を求めます。

小林勢和振興事務所長。

○勢和振興事務所長（小林 悟） 2番ということですので。住民参加の機会が少ないといったことでございますけども、今までまちづくり懇談会でですね、各字を回り、勢和振興事務所のあり方につきまして、住民の皆様にご説明をさせていただきご意見を伺う機会を作っております。また、さらに今年度先ほど言

われました5月にですけども勢和地域各字に回覧文書を回しまして、基本方針、配置計画図案等もですね、お出しをしております。その中で、ご意見がありましたら添付の用紙におきまして意見を伺うといった機会も作ってきております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） ちょっと項目たくさんしてますので、できるだけ簡略に進めてまいります。ですから3項目目に入らしてもらいます。こちらのほうで独自のアンケート調査を進めておりますが、集計及び提出期限はどのようにお考えですか伺います。再考等を考慮しながら対応するため、また事業推進の弊害とならないように進めるための確認をいたしたく存じますと、このように書いたんですが、実はこちらのほうで、先ほどちらっと言いましたですが、住民とつくる町こちらのほうに勢和振興事務所、こちらのほうは令和3年4年5年、こちらのほうで住民とつくる町で資料が出ました。そしてなおかつ勢和振興事務所兼勢和公民館改築事業、これについても令和3年4年5年、こういうような資料が出ております。ところが、私がこの一般質問書を出した後ですが、ここに勢和振興事務所等解体についてということで、別稿、この当初の案とは別にこういうような特別解体についてということで、令和3年の本来の予定よりも早めて12月から解体工事をするための予算の上がってまいりました。これが当初よりも早く解体する必要性について、どの辺りでどういう理由でこういうようになったのか、この辺りの詳細をお聞かせください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

小林勢和振興事務所長。

○勢和振興事務所長（小林 悟） 解体の話が出ましたけども、先般の全協でもお話をさせていただきましたとおり、まあ確かにあの解体につきましては当初令和4年度に入ってからという説明をしておりました。時期を早めた理由といたしましてはですね、まあ当初の計画の案では、実際3カ月程度と工期を短く

設定をしておったわけなんですけども、まあいろいろ専門家等にもですね話を聞いておりますと、現在ではやはりその廃棄物の取り外しとかですね、運搬処理などに時間がかかりまして、またアスベストもですね実際入っている可能性もあると。まあそういったことを含めておきますと、最低5カ月程度は欲しいというふうなことでございました。幸いにもですね、令和4年1月から仮設事務所に移りまして、庁舎内は解体する準備が整っておりますので、少しでも解体に取り掛かれたらというふうなことで、今回のこういった補正の形状にもなったわけでございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） アスベスト等の問題も入れられて解体を早くする必要はある。しかし、当初は令和4年4月から、それで十分に間に合う予定を2つの資料で出されている。にも関わらず、今回の12月から解体に入るとするのは、実は私のうがった独りよがりかもしれません。要はこれは、要は議員が勝手にアンケートをとろうが当局は進めていくよ、あるいはこのように6カ月近く解体作業を先にする予算を追加で出して、アンケートをとってもなんら意味をなさない形にしようとしていると、こういうように私はとってしまう。ですから、その辺りのところについて、12月に先取りする予算あるいは工事を進めるという必要性は、私は全然感じておりません。ですから、粛々とアンケートをとって、私は12月中には出す予定でございましたが、12月に解体を始められたら何の意味もなさない。ですからこれは、当局が議員がそういうような議員活動をやっても意味がないよと、暗にそのように示されたものと解釈しております。ですから、これについては答弁ありません。ただし、このあたりのことについては後日改めて理由を問うことになろうかと思えます。

ということで、1項目目はこれにて終わります。

2項目、入ります。

昨年度の移住者集計による実績は残念ながらありませんでした。その後の空

き家等対策計画の進捗状況を伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。現在、空き家等対策計画に沿っての進捗状況につきまして、空き家調査及び情報のデータベース化については、国の補助金を利用するべく進行中でございます。また、空き家除去工事の補助金については7月広報にも記載いたしましたが、当初国庫補助要望件数5件に対しまして現在4件の要望をいただいております。たき広報に載せてから反響が大きく問い合わせが多数ありますので、国への追加要望も視野に入れて取り組んでおります。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 建設課のほうでは、企画調整課がやってみえる空き家バンクそれ以外の問題についてに管理してみえて粛々と進めていただいていると、こういう認識でおりますので、今後とも空き家の問題、非常に大きな問題になってくる。特に前回あるいは前々回もお話ししましたように多気町の空き家っていうのは隣に農作物っていうか家庭菜園的なもの、まあこの後木戸口議員の質問の中にも一部入っていると思われませんが、そういうようなものも含んでのことになりますので、特にいろいろな面で各課と連携してやっていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

続きましては、町長にお伺いしたいことになるわけです。これが、広報たき3年2月号、これでこのところに3月6月に引き続いての質問になりますと、こういうことで記載しておりますが、この問題は一般質問提出時に議長のほうから同じことを二度三度するっていうのは非常に適切ではないから今回はとにかく12月に出てきたらこれはできれば削除したいと、こういう旨議長のほうからもありました。改めて伺います。私が質問した12月の折の質問、要は空き家バンク以外、空き家に対して実務的には何ら手を打ってないと考えて

よいのか伺う。それに対して町長はそれぞれの課が役割を分担して他の課と連携しながら実務を行っている。こういうようにお答えいただいた。それで私は、それではその実務は何を把握してこういうように公式の文書です。広報たきに載せてるから。これにお答えになったんか、実務どこを把握して言われたのか教えてください。これが私が3月も6月も言ってること。しかし先ほども言いました。これが12月にもう一度出すのであればこの質問については削除したいと、こういうように議長にお聞きした。ですからここまで言ってでも町長は答えたくないんであれば「答えたくない」それだけで結構です。あるいはこれを掴んでました、どちらかでお答えください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） いろいろ空き家につきまして、ご心配をおかけしています。

それぞれの課の連携と申し上げました。中心的には建設課のほうで対応していただいております。そこを中心に、例えば税務課であれば問題のある空き家の苦情とか問い合わせ、空き家状況、所有者の調査、固定資産税の状況調査、これを税務のほうでやってくれと。それから総務のほうでは空き家があることによつてまあ犯罪上大丈夫なんかというこんな調査、連携、それから空き家に野生動物、アライグマなどが住み着いた場合にはどうするか、こういうことでは農林商工課が関わります。そして、最後にゴミの問題、また草等の葉も問題につきましては町民環境課のほうで対応する。こういうの全体的に建設のほうでまとめてやってくださいということで、私、実務はできませんけども、こういう連携をそれぞれの課で持ちながら対応していくということでもあります。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 先ほども税務課あるいはその他のことにつきましては私が確認、空き家問題での質問の中で私なりに調べた中にも入っていたこと。そういう中で、例えばこういうことができますよね、というので言ったのは水道メ

一ター見れば空き家かどうか分かりますよねと、こういうような話もした。実質的にそういうように要はやっている、あるいは税務のことについても前税務課長のほうにも調べて、ここの部分は税務課ではやってる、しかしそれを一つのテーブルで全体で打ち合わせに使われた形跡がないから、要は空き家バンク、単独で動いてそれ以外は連携その他についてはやってみえないんじゃないですかと、こういうような質問をした。ただ、今日は町長が少し答えていただきましたので、この2項目目につきましても、これで終わります。

3項目目に入ります。交通弱者に対する取り組みについてと、こういうことなんです。先日、高山課長のほうで令和3年5月の実績を調べていただいたレセプトの実績。これによりますと、町内の医院で国民健康保険あるいは後期高齢者、それぞれ18とか23ぐらいですから、だいたいおおよそ20%程度、これが町内で受けている。しかしそれ以外の8割近くの方は、近隣へ松阪あるいは明和あるいは大台、こちらのほうに受診されてみえる方が多いんですね。じゃあそれについて考えてみます。特に後期高齢者の方なんかは、近頃免許の、運転免許の返納等もありまして、交通弱者になっている、あるいは障害者の方になっている。こういうのに対して多気町としてはまあ少しボランティアの方に手伝っていただいている程度。ところが、町内だけで少しでも出たところに対しての援助ちゅうのはほとんど実施されてない。この辺りについて、担当の課長さんには四日市の事例を新聞の切り抜きですがお渡しして、こういうようにデマンドタクシーを四日市は考えてるわけですが、そういうような新しい交通手段っていうものを考えていただく時期ではないですかというので資料はお渡ししてありますが、このあたりのことについての今後の対応、こちらをお聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの新たな交通システムを取り入れる時期ではないかという質問にお答えさせていただきます。平成30年12月の一般質問で、

デマンド型乗合タクシーの検討が必要ではないかと質問をいただいておりますが、昨年度までは勢和地域から旧多気地域内の医療機関への受診するのに町民バスの利用しか出来ませんでした。今年度からは「でん多」の利用が町内全域で可能となっております。また、10年前から、先程議員言われましたように、高齢者の方の移送手段のお持ちで無い方を対象に、高齢者移送サービス、また一昨年より、買い物支援サービスを実施をいたしております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） じゃあ私がこの調べてもらったこちらの資料ですが、これで先ほど言いましたように、8割近くの方が要は近隣の医院あるいは諸々に行ってるわけですが、この実態はお調べになっていたんでしょうか。要は、近隣の病院のフォロー無しに我が多気町の住民は現在かかりつけ医を作ろうあるいは初診に松阪の病院あるいは医大、日赤、どこへ行くにしても紹介状を持って行かなければ初診料も高く取られる。こういうようなことになってるんですが、このあたりの把握はしてみえたかどうか、お教えてください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの質問ですけれども、保険医療の資料はいただきましたが、役場といたしまして担当課は把握していると思っておりますけれども、公共交通の関係ではたぶん各個人が皆車で行かれているという解釈です。田牧議員、以前も言われましたけれども大台の病院行くのにどうしたらいいかというふうなことを質問されておったと思っておりますけれども、まあ栃原駅の乗り入れが可能にならんかという話をされております。しかし、栃原駅につきましては寿タクシー、民間の業者の方が営業されておりますので、私やっております公共交通会議のほうでは大台町のほうへ申し入れをいたしましても、やはり民間の方が営業されておる多気地域のタクシーについては乗り入れを遠慮していただきたい。また、松阪市の小片野駅につきましても、以前は粥見タクシーとい

う業者がおりましたが、その業者が運営をやめられましたので松阪市のほうへ勢和からの乗り入れをお願いするっていうことで申し入れをさせていただいたところ、松阪市の公共交通会議ではそれを認めていただいて、それで射和と小片野、大石へのタクシーの乗り入れは可能になったということで、その辺りをこの輸送手段の無い方につきましてはそれらを活用されて医者へ行っているものと思っております。以上です。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） 大変申し訳ないですが、副町長の今答えられましたことはJRの構内、要はマルコウの制度の中でのことで、公共タクシー、栃原駅につきますと寿タクシーだと思いますが、この問題。しかし、私が今回言ってるのはデマンドタクシー。構内に乗り入れるんじゃないんです。まあ、たまたま栃原駅出ましたけれども、これは何を言いたいかというと要は高橋医院に直接行くのはマルコウ関係ないんですよ。構内タクシーの。ですから四日市のこのデマンドタクシー、これなんかは、そういうことも考慮しながら、JRのそういうマルコウ、構内に乗り入れるのは指定のタクシー業者でなければいかん。これを絡めるためにしてるだけで、なんら今回の医院に対してのものはマルコウは関係ない。ですから新しいものを考える必要があるんじゃないですか、考える時期ではないんですかということ。マルコウはなんら関係ないので、そのあたりを過去にそういう問題があった、そういうのは今取り出さないでください。きちっと調べればわかることですから。よろしくお願いします。

そういうことなんです、この四日市のデマンドタクシー券あるいは玉城町やってるような予約で来てもらう、そういうように住民がすぐ利用できる方法、これはいろんな各町が工夫していろいろ新しい方法をしていますから、多気町でも十分に来年度、令和4年度からは対応できる方法があろうかと思えます。まして基幹バスである三重交通の多気駅と元丈の館行ってるバスありますが、あれをスモール化すればその予算でこのデマンドタクシー等の予算は十分ま

かなえる範囲に入るようにも思います。ということは根本的に住民のためにどういう手段がいいのか考える時期であると、こういう意味で検討してくださいと、こういうことなんです。ですから特に栃原駅等のあるいは多気の駅はマルコさんがもうおやめになってるんで関係なくなってると思いますが、要は構内タクシーのことについてはお考えいただく必要はないかと思います。違っていたらごめんなさい。多分、考える必要はない時期に入ってるはずです。

さて、3項目目はお考えいただくということを前提に終わりたいと思いますが、あのどうでしょうか。今私が言ったこと令和4年には間に合うように検討していただける項目に入るでしょうかないんでしょうか。そこだけお答えください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 大変難しい問題だと思っておりますけれども、まあ公共交通会議で言いますと、その近鉄タクシーさんをお願いしております。ただ先ほど議員言われるように、マルコウ、まあ役場関係ないようになって言われるのであれば、民間の方が一般の近鉄タクシーを頼んでいただいたら松阪でも大台でもどこでも行けるというふうに私は思っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） はい、なんらかでご配慮いただける、あるいは検討いただけるというように思いますので、この3項目目、終わりたいと思います。

では4項目目に入ります。地域を活かす広域連携について。こういうようなものに入れましたですが、最近広域連携というのが種々なところで話題になっていますが、多気町においても松阪地域定住自立圏共生ビジョン、こちらのほうで松阪市あるいは多気郡の3町、こちらで一緒にやろうよというようなことで、いろいろパンフレット等もあってやってみえる。ところが、この広域連携についてはいろいろ問題もありますが、少なくとも今いろんなところで言われてい

るものは、この下にも参考として書きましたですけれども、各市町が要はフルセット主義、全部自分とこの町あるいは市でまかなうっていう時代は人口減少その他でもうギブアップせざるを得ない時期に入っていく。要は3年とかそれぐらいだったら今までのとおりのやり方でもいいかしのけれども、10年20年後については、とてもじゃないけれどもそういうことできない。昨日の町長も午前午後出席されてみえたわけですが、現在、松阪地区では広域消防、広域衛生、こういうものと多気中学校の松阪市とのこういうものはできてる。しかしそれ以外のものについては、どちらかっていうとまだ手付かずの状態。しかし10年20年先に今の多気町がこのまま人口も減っていきということ、あるいは先ほどの3つ目で言いました医療の問題、こちら等を考えると、広域でいろんなことを、得てのいいとここは私の町が引き受けます、市が引き受けます、しかしこのところについては一緒にやっていただけませんか、こういうものがなければ、各市町とも成り立たなくなる時代が来る。これは、もう色んなその道の専門家あるいは国のほうもそれを認めざるを得ない部分があるので、先ほどありました合併特例債こちらをもう10年延長になりましたですが、これの背景にはやはり広域でやるような地域が色々やって、その実例を把握して、それを普及させていくと、こういうなことを狙って、今合併特例債の10年延長というのもあったように私は思ってます。ですから、この参考に付けましたことにつきましては、12月の一般質問、これの1番目の重要な施策をお聞きするための参考資料です。ですから、ここから3カ月ありますので、当局の方はこういうように広域連合、まあ連携について、どういようなことが今後考えられるのか、いろいろ問題点もあると思いますので、私が12月に質問する折にある程度具体的にお答えいただけるようなご準備をしていただきたいと、こういうような意味で、今回こういうように参考としたわけです。ですから、今回の一般質問では1項目目についてはそういうようなことで、なんら急ぐ必要はないよというようなこと、これは先ほど答えていただいたもので満足するかどうかは当局と議員あるいは議会との関係になろうかと思えます。それはまた

私個人の考えではない。私は当初からこちらについても一応可決されてる案件ですから。4月からであれば従う気でいたというようなことを最後に付け加えまして、一般質問を終わります。

○議長（前川 勝） 4項目目の答弁は。

○9番（田牧 正義） ここについては、私が12月に重要なものとしてするというので予告的になりますので、答弁はいただかなくて結構です。

○議長（前川 勝） よろしいんですか。

○9番（田牧 正義） はい。以上で一般質問を終わります。

○議長（前川 勝） これで田牧議員の一般質問が終わりました。

（ 9月10日11時15分 ）

（ 9月13日9時00分 ）

（5番 松木 豊年 議員）

○議長（前川 勝） 4番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

5番、松木議員。

○5番（松木 豊年） おはようございます。日本共産党の松木豊年です。一問一答方式で、以下の3つの内容について質問をさせていただきます。

1点目は新型コロナ感染症対策について、2点目はスーパーシティについて、3点目は「生理の貧困」、生理用品の無償配布について、であります。

最初に、質問通告書に1箇所誤りがございました。質問の要旨の欄の8行目、8月26日を8月27日に訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは最初の、新型コロナ感染症対策について、伺います。

新型コロナ感染症は感染爆発となって深刻な医療崩壊を招いています。8月19日、日本共産党の志位委員長は、菅首相にコロナから命を守るための緊急提案を行っております。その大きな内容については、①症状に応じて必要な医療をすべての患者に提供する、このことを第一に重視する。そして感染伝播の鎖を断つために、大規模な検査を実行する。3点目、当時行われておりましたパ

オリンピックの中止、を要請しました。引き続き、命を守る対策に全力を集中することを強調しております。

さて皆さん、今日は新聞が休刊日でしたけれども、FNNプライムオンラインでは、12日現在、全国で新規感染者数は6千人を超えているとの報道がされております。また、35名の死亡も報告され、全国の重症者は2010人を超えたということになっております。引き続き、医療の崩壊について深刻な問題が抱えております。県内においても、これも12日付の中日新聞でも県庁で2度目のクラスターが発生したり、多気町では合計43の方が感染されている。県内では147人の死亡者、入院調整中で自宅療養をされている方が1677人、というふうになっています。今朝の議会からのメールでは新たに町内でもう1人感染者が発生したということが報告されております。こうした状況にあって、現時点で多気町として重点的に取り組む新型コロナウイルス感染症の対策の内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

岡井総務課長。

○総務課長（岡井 一宜） 現在、本庁舎等において9時から5時までの間、1時間毎に10分程度、窓を開け換気を行っております。また、本庁舎の宿直室側及び町長室側の出入り口を換気およびドアの非接触を目的として、常時開放しております。その他、マスクの着用、会議室の使用後の消毒等、徹底をしております。併せて職員には感染防止対策について、職場内掲示板で随時周知をしているところです。一方、町民向けには多気町ホームページ等で事業の中止や延期などを含む新型コロナウイルス関連の感染防止について、随時周知をしております。また、職員、町民共に町長メッセージを配布しております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 庁舎内での対策と町民向けへのメッセージ、町長のメッ

セージもLINEとかでも発せられてると思います。主にそれも拝見しますと、感染対策をしっかり当たり前のことやりましょうという注意喚起だというふうに理解しております。

そこで、2点目のほうの質問に移りますけれども、私は注意喚起をするだけにとどまらないで、積極的な対策が必要だと思います。妊婦さんや介護施設、保育所、学校の職員のみなさんへのワクチン接種を優先していくことは、深刻な事態やクラスターの発生を未然に防ぐうえで非常に有効だと言われております。その点で、それぞれワクチン接種の実施状況について、現況と今後の計画についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

まず、妊婦の接種につきましては集団接種会場であるクラギ文化ホールで9月6日から優先接種の予約を開始しております。また総合病院の産婦人科、個別病院の産科においても、かかりつけ医等を中心に接種を開始していただいております。次に介護施設職員の優先接種につきましては、高齢者施設利用者と施設内同時接種といたしまして計画を進め、職員と利用者において7月9日で接種を終了しております。次に町内保育士とまた教職員におきましては、少しでも早く打つことができますように希望者に余剰ワクチン登録を実施していただきまして、集団接種、高齢者施設等の接種において余剰ワクチンが出た場合、連絡して接種していただいております。ワクチン接種におきましては本人の意思のもとに接種となっておりますので、職場としての確認はしていませんが、余剰ワクチンについては保育士と教職員、支援員等でご協力いただき、優先的に接種を進めておりまして、109人に接種を実施しております。この余剰ワクチン登録事務におきまして、8月の一般の接種予約が始まった時点では予約が取れたことにより名簿からキャンセルされた方も多々ありました。この結果により保育園の状況を鑑みますと、約7割以上の職員の接種が進んでいると認識

をしております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） この今、ご説明いただきました7割以上というのは保育所と学童保育も含めての職員さんと学校の先生方の職員さんの7割っていう、こういう理解でよろしいですか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） この7割は、保育士について計算をさせていただいております。学校等についてはちょっと私のほうではわかっておりません。また放課後児童クラブについては余剰ワクチンを希望していただいた時点で年齢的にもたくさんの方打ち出してもらってるっていうような情報を、その時に聞かせていただきました。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 学校の先生方の接種状況についてはどんな状況になりますか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 学校の職員のワクチンの接種状況、ただいま報告もありましたけども優先接種のほうしていただきまして、9月の最初の時点で、学校によって違いますけれども50数%から70%近くまでということになります。あとまあ、そっから数日経過をしておりますので、そのパーセントが高くなっているのではないかなって思っております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 学校の先生方や保育所の先生方ですけども、これはあ

の冒頭に申しあげましたように、深刻な事態やクラスターの発生を未然に防ぐという戦略的な考え方を持って、もちろん個人の選択の自由っていうのは尊重する必要がありますけれども、戦略的にはしっかり皆さんが打っていただけるように業務上の配慮とかですね、そういう点での後押しっていうのが必要だと思いますが、その点で工夫をされていることとかあるいは今後改善の余地がある内容などございましたら、お答え願いたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 接種は平日でも受けれるように、職員職専免を使っておりますし、また職場環境としてもお互いに助け合いながら接種の日には接種に行けるような状況を作ってもらっているような状況です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 学校の先生方についても同様の配慮を積極的に教育委員会からもですね発信していただいて、ぜひ学校や保育園が安心して通えるところなんだということをですね、町民の皆さんに理解をしていただくということが、学びや保育の充実にもつながっていくと思いますので、ぜひそういう努力を強く求めたいと思います。

次の質問に移ります。感染伝播を断つためには介護施設、保育園、学校などで大規模検査を行うことが必要であります。ワクチンと合わせて大規模な検査を実施しながら、感染の早期発見、必要な隔離、医療的なケアにつなげていくことっていうのが非常に大事だと思います。県と連携しながら多気町独自の行政検査を行うことについて、検討をこれまでしてきたのかどうか、あるいは今後検討する予定があるのであればその内容について、説明をお願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 大規模検査についての県との連携しながらの検討は、今のところしておりません。まず、高齢者施設、障害者施設におきましては、今年度6月より厚生労働省が抗原検査簡易キットの配布事業を始めております。また8月末には今後拡大が懸念される学校等を配布対象にしていく旨の通知が来ており、学校等においてもその抗原検査を利用していく予定でございます。また多気町独自といたしましては、健康福祉課におきましては子供たちとの接触機会の多い保育士等の業務継続のために、こちらにも簡易抗原キットを購入いたしまして、必要時検査できるように準備をいたしましたところでございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 学校についても検討されたかどうかお願いします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 学校におきましては、県・国のほうから抗原検査キットのほうはもうすぐ届くと思いますけども、それぞれの学校に配布し対応のほうさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） この大規模検査を行ううえで、特にこの新型コロナについてはですね、抗原検査は症状がある場合に実施する、こういうふうになっていると思います。問題は無症状者で感染者が他の人に感染をするというここが一番厄介なところだもんですから、やはり抗原検査だけに頼らないで、もちろん抗原検査少しでも症状があればいち早く実施するということは非常に大事なことだと思いますが、やはりPCR検査の大規模な実施このことをですね、正面から検討をすべきだと思います。

併せて、濃厚接触者の方への検査の実施についてお尋ねしたいと思います。

農林商工課の職員さんが発症されて濃厚接触者の方がおられたということ、初日の坂井議員の質問で説明がございました。その時に濃厚接触者でありながら症状が無いので検査をしないで自宅待機で様子を経過観察をしたという説明はございましたけれども、9月9日の議会からのメールでは12613例目の未就学児のお子さんの場合には濃厚接触者であるために検査をして陽性になったということの報告が示されておりました。同じ濃厚接触者でありながら、症状が有る無しで検査の実施を、考え方を変えるについてはちょっと科学的な根拠がないと思いますがいかがでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 濃厚接触者の対応につきましては、保健所のほうで対応していただいております。濃厚接触者の方は毎日健康観察のほう保健所に情報として送ってみえるというような状況です。その中で感染が爆発しまして多くなってきましたので、検査体制がちょっと取りにくいという中では症状の無い方は検査をせずにお家で経過観察をしているというような状況でございました。その中で今回ご質問いただきました案件につきましては、ちょっと私どもでは分かりません。保健所のほうの判断で検査をされたのだと思います。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ぜひですね、保健所のほうにも積極的な提案をしてですね大規模なその行政検査も含めた検査の実施というのを迫っていく必要があるのではないかと思います。引き続き、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。スーパーシティについてでございます。8月6日のスーパーシティの専門調査会は31自治体の提案に対して「大胆な規制改革の提案が乏しい」「不十分な提案が目立った」などとして、全ての自治体に提案の

再提出を求めることになりました。この専門調査会の提案が再提出を求めたことについての基本的な受け止めについて伺います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 全ての提案におきまして大胆な規制改革の提案が少なかったということでもあります。このことにつきましては私ども真摯に受け止めておりまして現在は再提案に向けての事前相談や助言を国からいただけるということでもありますので、現在、提案内容につきまして関係自治体と関係企業との間で協議を進めているところでございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私は31自治体全てがですね再提案を求められたっていうことにちょっと驚き、正直驚きの印象を持っております。1年前のおよそ1年前ですね、去年の6月に法改正がされましたけどもそれから内閣府がこのいろんな自治体に対して積極的なそのアプローチをするようにアドバイスも含めて色々やり取りがあったんだと思うんですけども、31も申請していながら1つもその眼鏡にかなったものは無かったということについては、これは見方によっては国のやり方の不十分さを裏返しで表しているのではないかなというふうに感じたところであります。

それでは、そもそも今回の多気町の提案ですけれども、どういう提案だったのかその重点的な内容について、改めてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 大きく8項目を柱として提案をさせていただいております。医療ヘルスケアではオンライン診療や服薬指導、モビリティサービスでは自動運転やドローンによる社会実装、地域産業活性化では森林資源のデータ化によるスマート林業や獣害対策循環システムの構築、それから地域情報

発信整備では位置情報とA Iを活用した観光情報の発信、それからゼロカーボンシティでは再生可能エネルギーの導入計画、それからデジタルインフラ・防災ではインフラの包括連携管理や災害時の体制構築、それとデジタル地域経済圏では地域で循環するデジタル地域通貨、それから多目的ツーリズムでは交流人口や関係人口を活性化させるメニューの開発などとなっております、この8項目が重点内容となりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今ご紹介いただいた8項目っていうのは、だいたい8つの事業があつてそれらに対して手挙げをしてということで決まったんだと思ひます。で、申請をする際にも、最終的にはそれにタイアップする企業が手を挙げてくれないとできないのでということで、その辺のタイミングや内容についてのすり合わせをされて申請をされたんだと思ひますが。再申請、もう1回やり直すようにって言われた中身で、その大胆な規制改革が乏しいとかいう点で真摯に受け止めなきゃいけないというふうにご答弁いただきましたけれども、今おっしゃっていただいた8項目、どういう点でその大胆にやっていくのかについて、見通しとか考え方のヒントみたいなものがあるんでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 新たに全ての提案を見直すということはしなくてもよいということでもありますので、この中からですね、今現在アーキテクトの方を中心にですね、規制改革に基づく提案を作成中でございます。で、基本的には次の再提案につきましては、規制改革一つにまず絞つて、今から内閣府、国と調整をさせていただきながら助言をいただきながら、再提案を作成していく予定でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私も課長さんから情報をいただきまして、専門調査会の議事概要などがアップされてるということで、手に入れて中身を見せていただきました。この議事概要を読む限りですね、個人情報の保護、あるいは提案内容について住民の合意形成の重要性というのが非常にいろんな委員からの発言とかを拝見してもですね強調されている、そういう印象が非常に強いです。この2点について、まずその個人情報の保護をどういうふうにするか、それと提案する中身に今8項目ご説明ありましたけども、それについての住民の合意形成これも重要なんだということを、かなり強調されています。その点で問題意識どのようにお持ちかお示してください。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 個人情報の保護につきましては、今後ですけども法律に準拠した体制を構築し、方針や規定、基準などのルール策定を行っていく計画であります。それから再提案の際も住民の声が必要となります。地域住民の意向が概ね良好であると判断できれば良いということも国からも聞かせていただいておりますので、説明会等により意見をいただきながら判断していくことを考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 個人情報の保護についてはですね、坂下委員が議事概要の7ページのところで、全ての提案が生活全般で分野横断をして個人情報を使うという提案になっていたという記述、発言があります。住民の皆さんの個人情報がすべて手のひらにのっかるような内容であるということだと思わすけれども、そのことを重視してこのプライバシーの影響評価をしっかりとしないといけないとか、個人情報保護の法令の遵守を徹底する必要があるんだと、いうことを強調しておられます。これについても一般的な強調だけではなくて、これで安心なんだということですね、やはり住民の皆さん町民にしっかりと示

していかなければ、後に述べるその住民の合意形成にも繋がらないと思います。その点で、現時点での発信内容は非常に発信力乏しいのではないかと思います。併せて、その住民の合意形成についてもですね、8項目ご説明いただきましたけども、そのことについて町民の皆さんまあ説明会を一回開いていただきましたけど本当に皆さんが理解を得てこれはいいねというふうに必ずしもなっていないように思います。その点での、今まで以上の努力が必要だと思われま。引き続き、この点でのご努力をお願いしたいと思いますし、再提出、再提案の募集についての通知の最後にですね、再提案にあたって事前に住民等の意向把握のための措置を講じてくださいということが最後に強調されています、文末のところですね。その点で、これからの計画、フローチャートが内閣府から示されておりますけれども、そん中に多気町としては何をするのかということですね町民の皆さんによく分かりやすくお示しいただくとともにですね、議会にもきちっと報告をしていただいて住民の代表でもあります、その点も抜かりないように事を進めていただくことが必要だと思います。

最後の質問に移らさせていただきます。コロナ禍のもとで生理の貧困が問題になっております。国際NGOのプランインターナショナルでは、2017年にイギリスで初めて、ちょっと読み方があのあれですけど、P e r i o d P o v e r t y、生理の貧困というふうに訳すそうですけども、の調査を実施しました。この2017年の調査では、回答者の10%が生理用品を買えなかったことがあるというふうに答えているそうでもあります。その後、アメリカの調査でも入手できない人たちが一定数いるということが報告されています。それらを端を発して欧米でも問題意識が高まってきているそうでもあります。このプランインターナショナルが2020年に実施した新型コロナウイルスが女性に与えた影響に関する調査では、3割の方が生理用品の購入は難しいと回答したとしています。その2017年と比べてみますと、コロナ禍で生理用品を手に入れるのが困難の方が3倍に増えたというふうにも言えると思います。日本では2021年度の男女共同参画白書によりますと、2020年4月の就業者数がその前月と比べ男

性は39万人減少したのに比べて女性は70万人減少したというふうに報告されています。女性の失業者が特に多く、シングルマザーの完全失業率も増加し、コロナ禍で女性の貧困問題が深刻化している、いう風に指摘しております。こうした状況のもとで、生理の貧困への対策が急務となっております。最初に生理の貧困についての基本的な認識についてお伺いします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 学校の基本的な認識というところになりますけれども、家庭の様々な事情や先生に相談しづらいなどの理由から、学校を休まざるを得ない子供達がいることも想定することができます。そのことから学校では生理の貧困について特に意識をして取り組んでは今までおりませんでした。今後、その取り組みを進めるということになりますけれども、今まで日頃から児童生徒の変化に気づき声がけや相談しやすい体制などを取ってきとったところです。ただ今後、学校全体で生理の貧困につままして意識をした対応と体制づくりも必要であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今後、学校全体について、その子供さんがなかなか相談しづらいような状況を踏まえて検討されるということですので、前向きな検討をぜひ期待したいところです。学校問題だけじゃなくてこの生理の貧困っていうのは町内全体にも関わる問題であります。町内全体でみますとその生理の貧困について特にご認識ございましたら、お願いしたいと思えます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。まず女性の生理は命をつなぐうえで欠かせない自然な現象で、女性はそれを担っております。現在コロナ禍で生理の貧困が注目され、経済的な困窮に注目さ

れておりますが、それは狭義の意味であり、生理用品だけでなく生理にかかるすべてに女性がアクセスできないことを生理の貧困とも考えます。経済的に生理用品が買えないだけでなく、一般の家庭でも親や本人の知識不足において適切な処置ができない場合もございます。生理の貧困には経済的なことだけでなく性教育の部分、男女共同参画的な要素も含まれると認識します。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 課長さんおっしゃっていただいたとおりだと私も全く同感であります。経済的な理由でその生理用品を手に入れることが困難であるということに端を発して、しかもコロナ禍にあってそのことが顕著になったということを通じてですね、生理の問題についての認識を男性も含めて共有をして問題を解決していく、このことが今問われているんだろうと思います。生理用品へのアクセスがなかなかできない問題というのは、例えば羞恥心があったり男尊女卑の世の中にあってなかなかこう男性では理解をされていない問題っていうのがたくさんあると思いますので、おっしゃったように性教育の問題とかの分野でも改善の余地があるかというふうに思います。ちなみに、ピルのオンライン診療サービスをされているスマルナという会社の調査によればですね、生理にかかる費用は生涯で約40万円ぐらいだそうです。もちろん個人差はあると思います。1日あたりで100円から140円、1カ月あたりで500円から1200円ぐらいだそうです。こういう問題ももちろんいろんな方が調査されていますので、個人で調査されている方では60万円ぐらいかかるというふうに調査されている方もおられますけれども。これらも含めて、我々は認識を共有してですね、問題の整理と解決にあたっていく必要があると思います。そこで、生理用品の購入が難しい方に生理用品を無償提供する自治体が増えておりますが、当町においてそのことについて、無償提供について検討したかあるいは今後検討の予定があるかについて、お答えください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今年5月には、近隣の町において、防災備蓄の更新に合わせて配布をした記事が新聞に掲載されました。課内では当町がどうかということになりました。防災担当のほうに確認したところ、当町の防災の生理用品についてはまだ更新時期ではないということでした。また困窮者からの相談もなく現在に至っております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 困窮者からの相談っていうのは、これなかなか相談をしづらい問題でありますよね。これあの、学校での対応についても同じような状況があるかと思えます。小中学校で生理用品を提供している現況について、あるいはその中ではっきりしている問題点ありましたら、ご説明ください。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。現段階では、家庭において購入が難しい児童生徒の把握はしておりません。また生理用品を女子トイレに設置をしておる学校もあることが把握をしております。衛生面や置き方など、管理のあり方に課題があると考えますので、各学校で今後検討していく必要があると考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 生理用品を持ってくるのを忘れて、保健室とかに取りに来るとかっていう生徒さんっていうのは過去にもございますでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それではお答えさせていただきます。昨年一年間で

ございますが、生理用品を持ってくるのを忘れた児童生徒が、小学校では5名が保健室のほうに忘れたということで取りに来たというふうに聞いております。中学生ではないということでございます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私も中学校の教員をしておられた知り合いの人に聞きましたら、中学生ではほとんど保健室に行かないで、あの持ってくるのを忘れてもですね、先輩とか友達に借りて済ませるという傾向が非常に強いんだそうです。それは恥ずかしい羞恥心ということが大きな要因であるというふうに言っていました。東京の港区で調査をした学校調査の結果がありまして、学校生活で生理用品をなくて困ったという生徒さんが17%あったそうなんですね。その調査結果を受けて、港区の教育委員会の指導担当の課長さんは、保健室に行かずに友達や先輩に相談して解決していたんだなということを反省して、東京都では全部の学校に9月から女子のトイレに生理用品を配置する方針になっております。もうこの点ではいろんな自治体で素早い対応が色々やられておりますので、これから本格的な検討を前向きにさせていただくようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それではお答えさせていただきます。現時点ではですね、生理用品を持ってくるのを忘れた児童生徒につきましてはですね、常時保健室でそういった児童に対応するということで準備のほうをさせていただいております。で、実際に各小中学校にですね確認したところですね、まあほとんどそういった児童生徒もですねみえないということでございますので、今後ですね保健室でそういった生理用品を準備を提供できるようにですね、していきたいと考えております。また松木議員言われるようにですね。まあそういった今後もう一步踏み込んだっていうところもございまして、今後女子ト

イレにですねそういったチラシ等をですね貼るなどしてですね、恥ずかしがらず随時保健室へそういった生理用品を忘れたということで取りに来やすいような、そういったことは今後も考えていきたいと考えております。以上です。

○5番（松木 豊年） 終わります。

○議長（前川 勝） 以上で、松木議員の一般質問を終わります。ここで、コロナ対策を考えて10分間の休憩としたいと思います。約10分ということで50分再開ということでお願いいたします。9時50分です。

（4番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（前川 勝） 再開します。

5番目の質問者、木戸口議員の質問に入ります。

4番、木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 4番、木戸口です。一般質問をいたします。

今回ののは、2点の通告をいたしております。いずれも一問一答方式で質問をいたします。

1点目は新型コロナウイルス感染症対策について、2点目は移住定住における空き家と農地をセットで取得する場合の課題について、以上2点であります。

○議長（前川 勝） 木戸口議員、マスクをいかがされますか。

○4番（木戸口 勉幸） マスクは今から外します。

○議長（前川 勝） お願いします。

○4番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

それでは1点目の質問に入ります。コロナ対策はですね、松木議員と坂井議員が質問されておまして、私3人目であります。重なるところにつきましても答弁をぜひよろしくお願いたしたいというふうに考えております。それでは、質問に入ります。

新型コロナの新規感染者数は感染拡大に歯止めがかからない極めて深刻な状態であります。多気町においても感染者がほぼ毎日のように報道され、緊急

事態宣言の中、次のことについてお伺いをいたします。

まず1点目であります、症状が比較的軽い軽症から中等症の自宅療養の対応についてであります、自宅療養で重症化した時、容体の変化を早急に把握するための血中酸素飽和度測定器いわゆるパルスオキシメーターであります、これは速やかに対応できるかどうかを、お伺いをいたしたいと思えます。これにつきましては今申し上げたとおりであります、多気町でもですね44例目ということで昨日の時点で発症がしておりますので、申し上げたことについてお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

パルスオキシメーターにつきましては、一家に一台、希望者には県のほうで貸し出しを行っております。三重県は自宅療養者の増加も踏まえまして追加購入もしておりますので、ご希望の方には皆さんパルスオキシメーターが手元に着くというようなことになっております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。そうしますと、もしそういうことで自宅療養されとる家が、いわゆる血中酸素濃度、非常にこう酸素が少なくなってきたということが本人が何した場合、分かった場合にですね、結局まあそこには医師も看護師もいないわけでありまして、それを保健所等に連絡をするなり役場に連絡をするなりしますと、直ちに対応ができるという解釈でいいわけですか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） まず健康観察のほうは保健所のほうで実施しております。毎日、連絡をとっていただいているような状況です。その中でパル

スオキシメーターの数値におきまして確認をしております。また急にパルスオキシメーターの数値が悪くなった場合も、保健所のほう連絡していただいですぐ対応が取れるような準備となっております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） よく分かりました。

それでは、2点目のワクチンの接種状況につきまして、お伺いをいたします。松阪地区の9月の最新の接種状況と多気町の接種状況について、そのうち12歳代、12歳以上になるかと思いますが、10歳代の接種状況についてお伺いします。さらに多気町職員のですね接種は何人中何人が済んでおるのか、その辺についてもお伺いをいたしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

松阪地区1市3町の9月1日現在の接種状況でございますが、令和3年1月1日を基準といたしまして、12歳以上の対象者といたしまして、1回目の接種が56.4%、2回目接種は47.8%です。多気町につきましては、近々にて9月8日現在12歳以上の全対象の1回目接種が64.2%、2回目接種は55.2%であり、多気町におきましては対象者の約5割が接種を完了したというところでございます。そのうち10代接種といたしまして、12歳から19歳の接種は1回目接種が23.4%、2回目接種は11.8%と10歳代の若年者におきましては約1割が接種を完了したところでございます。また職員の接種につきましては、現在のところ把握をしておりません。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 分かりました。昨日のですね、いわゆるテレビ報道なんですけど、テレビ報道では夜やりましたんですけど、全国では49.8%というこ

とで、約 50%の接種が完了したということが、人数とともに報道がされております。そんなことでですね、追ってやはり接種率を向上してくということが大事でありますので、よろしく願いをいたしたいというふうに考えております。

それから 3 点目であります、接種予約につきましてお伺いいたします。高齢者の予約時と予約時ですね、予約時と同様に 64 歳未満の予約も非常に難しいというふうに聞いておりました。その予約状況はどうか。さらに予約そのものと接種体制は十分なのかということをお伺いをいたしたいと思います。まあワクチンはですね先般のコロナ担当大臣のワクチンの担当大臣のお話によりますと、10 月いっぱいまで全て 80%、国民の 80%がいわゆるワクチンが可能になったということが何回も報道されておりますので、そういったことからちょっとお伺いをいたしておるわけでございます。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 国のワクチン供給に合わせまして、接種計画を柔軟に変更して予約を受けている状況でございます。国のワクチン供給に伴い、集団接種会場におきましては 9 月 5 日から予約数を増やしております。国は 12 歳以上の人口の 8 割のワクチンを 11 月末までに希望者へ接種を進めることができるように配分計画をしております。そのような中、BANKYŌ 会館の 12 回の接種は 9 月 3 日で終了しましたが、今後の接種体制といたしましては、9 月中旬から 10 月末までを重点接種期間といたしまして、本日 9 月 13 日から 10 月下旬までの 1 日あたりのクラギ文化ホールの接種を増加いたします。日曜日の午前、午後、木曜日の夜までの延長を実施している日におきましては 1 日千人程度、月水金におきましては午後の接種を 1 日 700 人程度に増加して接種をいたします。またホームページにもありますように、松阪市民病院をはじめ各病院においても巡回接種を実施していただき予約枠を追加している状況です。個人病院においても接種を継続して実施していただきます。このような形でワクチン供給が潤沢に進みましたら、11 月末までに希望者に接種していけると考

えております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

では次の4点目に入ります。今後のワクチン接種予約の対応、これまあ非常に10月で十分入ってくるということがこの時点ではちょっとわかりませんでしたので、今後の不安が非常にまあ町民大いにあるわけでありまして、そういったことに基づいて質問をいたしたところであります。65歳以上についてもですね、非常にまあ混乱が生じまして、全く予約ができないという状況があって、それももうかなり多くの方から苦情って言うんですか、こんな状態ですということをお聞きをしたわけでありまして、まあそれに基づいて今回お聞きをいたします。混乱を避ける意味からですね、年代ごとに対象者を絞った形で予約を取るかどうかについて考えを伺いますということですが、これはまあここにも※印で書いてございますけども、他の市町もですね、いろいろこう聞いておりますと、年齢をこう分けて年代、10歳区切りとかそんな分けてですねやりますと、非常にこうスムーズにいったということで、どんどんどんどん接種率が向上しておるというのが実例でありますので、まあそういうことからお聞きをするわけであります。それから、一度電話が繋がると誰しも安心でございますので、話し中にせずにですね一旦電話を受けるという形のシステムが必要かと思っておりますが、今までのところを考えますと、何回かけてもプープープーと話し中でありまして、それでも懲りずにかける。とまあ電話をした人はもう100回とか200回とかいうことは聞くわけでありまして、その辺がこうスムーズに一旦電話を受けて話を聞いてもらうともの凄う安心しますもので、混んども、そういうことができないものかなあとまあ私個人的には考えとるわけですが。そういうことがしますと、そんなに混乱もしませんし、まあ納得もするということになりますので、まあなかなかすぐに対応できるかどうか分かりませんが、まあこういうことも一つの案としてですね、どうかなあというふう

に考えておるわけでございますので、まあ一旦電話を受けてですね、折り返し電話するというような考えも必要かなあというふうには思うわけでありまして、この点についてお伺いをしたいと思っております。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 貴重なご意見ありがとうございます。色々な市町がいろいろな方策を考えて接種を進めているような状況です。その中で当町といたしましては1市3町で共同実施していることもありまして、現在の運用を継続する予定でございます。住民には不便をかけておりますが、若い年齢層の予約となりまして集団接種、個別接種において接種に行ける曜日、時間を考慮して、予約をしていただきたいと考えます。またお電話の関係ですが、コールセンターにおきましては追加予約当日の数日間は混雑が予想されますが、それ以降はコールセンターは繋がります。6月当初はコールセンターの数が少なかったのですが、倍に増数もしております。また随時キャンセルも出てきますので、お電話のタイミングによってはかなり短い日程で予約が取れた方もみえたと聞いております。若い方の予約になりWEBも増え、また当初に比べコールセンター職員も増員もしておりますので、以前に比べて電話はかかりやすい状況と感じております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

それでは次へ入ります。5番目につきましては、副町長のほうからご答弁いただきたいと思っております。緊急事態宣言の情報発信についてであります。新規感染者数の爆発的な感染拡大で、まん延防止重点措置から緊急事態宣言に変わりましたが、どこがどう違うのか町民の皆さんにわかりやすく丁寧な情報発信をすべきというふうを考えております。ということで、考えをお伺いしたいと思っておりますが、先ほど申し上げたようにですね、多気町も44人目の発症と

いうことですが、スマホとかそういうような形でも情報発信をされております。よく言われますのは、まん延防止からですね緊急事態宣言になったわけですが、まん延防止の時でもそうなんです、その町民はそういうそのいわゆる防止のですね、いわゆる発生の防止、いわゆる発生しないような対策を個々にどういうふうにとってたらいいのかということがよく聞かれて、それをぜひまあ情報等で流して欲しいんやという話がよく出ます。まあ国やら県はメッセージを発声したりそれからテレビ等やら新聞で出とるわけですが、町としましてもですねやはりそういった情報発信をやってほしいということがございますので、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまのまん延防止重点措置から緊急事態宣言に変わってからどこがどう違うのか、という質問にお答えをさせていただきます。緊急事態宣言は全国的かつ急速なまん延を抑えるための対応です。そして、まん延防止重点措置は特定地域からの蔓延を抑えるための対応ということでございます。指定範囲につきましては、緊急事態宣言につきましては原則、都道府県単位で指定をされますが、まん延防止等重点措置範囲につきましては原則的には市町村単位で発令をされております。講じる措置といたしましては、緊急事態宣言は事業者に時短要請や休業要請を行います。そして飲食店におけるアクリル板の設置又は対人距離の確保、マスクの着用、手指消毒、換気の徹底、住民に外出自粛要請を行います。また、まん延防止等重点措置につきましても事業者に講じる措置は緊急事態宣言と同じでございますが、違うところは住民に知事が定める区域、業態にみだりに出入りしないことを、要請を行います。そして飲食店に対して、酒類の提供につきましては自治体によって異なりますが知事からの要請により決定をいたしております。いずれにしましても自分の命は自分で守る行動を取っていただきますようよろしくお願いをいたします。そして住民の皆さんにわかりやすく丁寧な情報発信をという質問にお答えさ

せていただきます。町といたしましては、ホームページやLINEにコロナウイルス感染症対策の情報を周知をさせていただいておりますが、改めて先ほど言われましたように、まん延防止と緊急事態宣言の意味がわからないということでございますので、10月の広報にも周知をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（前川 勝） 当局の答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

それでは新型コロナウイルスの感染症対策について終わりました、次の2点目の質問に入ります。移住定住における空き家と農地をセットに取得する場合の課題につきまして、お伺いをしたいと思います。

これにつきましては移住の件でございます、前回に続いて質問をさせていただくところでございます。

移住で空き家に付随する農地、当然まあ空き家に付随をいたす農地でありますので、大きな農地ではございません。空き家と隣り合わせの小さな農地という解釈で結構でございますが、それを買って移住をしたいという場合が田舎へ移住する場合は非常に多いというふうにいろいろ聞いておりますし、そういうような結果が出ております。まあ農地付きでありますので、当然農地は農業委員会の許可がないと取得ができないということでございます。現行農地法ではですね、法では農業生産をする場合、いわゆる田んぼを作ったりそれから畑でいわゆる農業生産ですね、そういう場合は一つの下限面積というのを設定してございまして、50アールという規制はこれは従来からずっと生きておるわけでございますが、さらにもう1点はですね、まあ聞いてみますと、この50アール以外にですね、農地取得の最低面積の自治体の農業委員会の裁量っていうのがございまして、決め事ちゅうのございまして、そこで決められとるのがまあ特例ということ儲けることができるということを従来から聞いておるわけですが、さらにその上にですね、空き家ということになりますと、

このいわゆる農業委員会の裁量の面積ではとても持つことができないということがあるわけでございますので、それ以外について今からお伺いするわけがあります。いわゆる先ほど申し上げたように、空き家と小さな農地も一緒に売りたいというのがまあうちうちもまあそこに住んでないということは当然でありますし、買いたいほうも農地付きが欲しいというのが、どこの市町でも多くあるようでございます。その小さい農地を持ちたいという場合は、やはりその要件がいろいろありますので、その取得要件の緩和というのが必要であります。まあこのことがひいては移住促進につながってくるということで考えておりますので、こういったことにお伺いをさせてもらっております。

でまあ1つ目のですね質問に入るわけですが、農地を取得する場合、いろいろこうあるかと思いますが考え方として多気町の下限面積というのを改めてお伺いしたいと思っております。まあ50アールはのけといてですね、いわゆるそれぞれの地区ごとに設定をされとるようでございますが、それ辺についてまずお聞きをしたい。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

逵農林商工課長。

○農林商工課長（逵 武彦） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。議員が言っていたとおりでですね、農地法第3条では農地を取得する場合の取得の下限面積を50アールと定めております。ただし、施行規則でですね、地域の農業委員会がその地域の状況からですね、別段の面積として10アール以上まで緩和はできるものとしております。さらにですね、それとは別に新規就農促進のために適当な面積を定められるというふうにもしております。多気町では平成28年4月とそれから令和2年3月にですねそれぞれ緩和をしております。今現在はですね、21の集落で下限の面積を30アールと定めております。それとは別に新規就農促進のための施策として、空き家に付随した農地は1アールから取得できるというふうに定めています。これは新規就農者も同じでございます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。ただいま聞きますと 30 アール、さらにまあこれは新規就農者関係について適用するんだということであり、それから 1 アール以上でという規則、縛りですね、これもまあ改めてお聞きしたわけでありましたが。次まああるかも分かりません、分かりませんっていうか入りたいと思います。いわゆるまあ移住の政策的な考え方がありますが、私もこれいろいろとこう都市の状況やら見てますと、要するにもっとさらに低い。いわゆる 1 アールというのは 100 m²でありますんで、100 m²未満のいわゆる例えばまあ 20・30 m²であるとか 50 m²とかというのが、たまたまその空き家を買った場合に農地などという場合、それは買うことが出来ませんので、これでいきますと。そすとまあ小さな畑を作ってですね、畑を作りながら家庭菜園等で楽しみたいという移住者になかなか買うことはできませんので、まあこういったことのいわゆる売りたい側と買いたい側がうまく話がいけるようにですね、施策ちゅうのは考えていく必要があるんじゃないかということで、今度新しくですね、また先般もまあ農業委員の改選がございましたんですが、ぜひですね、その 100 m²以下についてもそれができるような形をとっていただきたいなというふうな思いで、質問をしておるところでございます。まああの都市部というんですか、大きなとこ行くところというのがかなりあるようでございまして、これをすることによってですね、かなりまあ双方に良い話になって移住が促進されるし、それで売りたい側も全てもう何ちゅうんか綺麗に話がまとまっていることができるということにつながって参りますので、まあ近いうちにですねぜひ実現の方向でお願いをしてかならん、していきたいと思います。これ何故こんな事言うかといいますとですね、実例的にございまして、もうだいたいこうそういうことでネックになってその農地が動かんだっていうことでもかなりこう日がかかったことも聞いておりました。もういわゆる全てで言うんですか、1軒の親が亡くなってそれでその子供さん夫婦がもういないとか亡く

なったとかちゅうんがあつて、もう結構県外の遠いところへ変わってしまって家もあつて農地もくつついておるといふ事例が発生しました。これはまあどこの集落でも今ある話でございまして、私が住んでるところもかなりまあ空き家農地付きがございまして、で、これからもまた出てくることは確実でありますんで、そういった見地からですね、これをぜひその1㎡以上に改めて、もう全て農地はもう買うことができる、その大きな農地ていうのは求めませんので、そういった小さな農地もそういったことで特例でそういう農業委員会のほうで設定をしていただいて、買うことができるような政策をぜひ実行していただきたいと思うんですが、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） 議員言っていたとおりですね、実際そのような問題がですね、近年私の知っている限りでは1件ほどありました。当然ですね言われたとおりですね、その多気町の集落で空き家が増えておりますが、農地が付随している家屋っていうのはたくさんございまして。住む人がいなくなって空き家となった場合はですね、農地付きの空き家になってしまうということございまして。そうした空き家に移住される方がですね、周辺の農地の維持管理や農業生産活動に関わることもこれからの地域の農業維持には必要なことだと考えております。言われるとおり、よその市町ではですね1㎡以上、それからその県行きますとですね、その面積以上、例えば1㎡以下の場合もですねそれを下限として認めるというような改正をされている農業委員会も事例としてございまして。多気町もこの議会で認めていただいた新しい農業委員さんがですね10月1日からなられるということがございまして、それ以降ですね早い段階でそのような方向へ行きたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

それでは3つ目の質問に入ります。これはまあ移住そのものの制度の話ちゅうんですか、移住の話でございますので企画調整課長にお答えいただきたいと思います。移住支援制度ができて、まあ4月にできたわけですが4月から施行されてるわけですが、ちょうど半年経過をします。経過をした中で、移住の問い合わせは相当あろうかと思いますが、どれくらい出てるのか、それから、その中で移住の話がまとまったのはどれだけか、いうことをお伺いをしたいというふうに思います。これもまあ隣接しております市のですな状況を見てみますと、松阪市ではですね1年間で移住の問い合わせっていうのが950件あったそうでございます。移住が成立したのも26人だったという結果も出ております。まあこの1番2番のいわゆる農林商工課長にお聞きしたことも含めてですね、まあこういうことがクリアされますと、さらに移住も増えるんじゃないかというふうに思いますので、そういったことからこの今の状況と多気町の状況、今のよその状況をお話ししたわけですが、多気町の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 今年度からの新規事業であります移住定住促進補助金に関しましては、4月以降の問い合わせが補助対象とならないものも含めまして、総数で42件ほどいただいております。現在の補助金の申請を受付しましたのが6件、事前相談を受けている方が3件となります。もう一つ、空き家バンクのほうなんですけども、現在の空き家バンクに登録、空き家バンクの利用希望者が4月以降で25人の方に登録をいただいております。ただ今、現在案内できる物件としましては11件が多気町としては今案内可能な物件として残っているところでございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 今、答弁いただいたわけですが、ちょっと声ははっきり聞こえなかったんで、40何件かちょっともう一度お願いしたいのと、それから、ある程度話がですねまとまってうまくいったというのと、いきそうだったというのはどれぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

林企画調整課長。

○企画調整課長（林 洋志） 問い合わせは総数で42件ございました。それともう補助金申請を受付をしておりますのが6件ございます。今、事前相談を受けてる方が3件ありますけどもこの方3件ももうほぼ補助対象になるというふうに考えております。ただあの問い合わせの中につきましては、来年家を建てるという方も当然みえまして今年だけの件数ではないということだけご理解いただきたいと思います。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○4番（木戸口 勉幸） 以上で、質問を終わります。

○議長（前川 勝） 以上で、木戸口議員の一般質問を終わります。

ここで、約7、8分あるんですけども、35分再開としたいと思います。

（1番 松浦 慶子 議員）

○議長（前川 勝） 再開します。

6番目の質問者、松浦議員の質問に入ります。

1番、松浦議員。

○1番（松浦 慶子） 松浦慶子、最後になりましたけれども、今から一般質問をさせていただきます。質問方式は一問一答で、1点について、引きこもり支援の取り組みについて、ご質問させていただきます。

まず最初に、質問の要旨の5行目なんですけど、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。括弧書きの中の「重層型」とありますが「重層的」という言葉に、

「型」を「的」に変えていただきたく、よろしく願いいたします。

国は、令和2年6月の社会福祉法一部改正に伴い、地域共生社会の実現に向けて地域住民の複雑化、複合化に支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、訪問型支援、アウトリーチと言いますが、を含む断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、今年の4月から施行されました。県内では5つの市町が実施されていると聞いております。県においても6月の定例会で、三重県ひきこもり支援推進計画、仮称でございますが、の策定案が提出され、本年度中に引きこもり支援を総合的に推進していくこととしております。

まず、引きこもりの定義でございますが、厚生労働省の資料からの抜粋でございますが、様々な要因の結果として社会的参加、義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を示す現象概念とされております。次に、広義のひきこもり状態にある人の推計ですが、内閣府調査によりますと、15歳から39歳では54万1千人、三重県では7570人、40歳から64歳では61万3千人、三重県では8570人、人口の約1%ではないかとされております。

この調査は5年ほど前のものですが、この調査で引きこもりは若年層の減少かと考えられていたことが誤った認識であると理解され始めたことは今でも記憶に新しいと思います。引きこもりの背景には、就職氷河期世代や生活困窮の問題から少子高齢化や核家族などの社会構造の変化や人々の価値観の多様化があり、不登校、障がい、進学や就職の失敗、人間関係の悩みなど様々な事情が絡み合い問題が複雑化、複合化、長期化している実態があると言えます。

これがいわゆる8050問題として社会現象となりました。8050問題とはご存知のとおり子供の引きこもりの状態が長期化して中高年となり、生活を支えてきた親が高齢になり経済的困窮や病気、要介護状態になり、家族が孤立する問題でございます。親が80歳代、子供が50歳代の引きこもり状態を意味している言葉でございます。

さらに新型コロナウイルス感染症の拡大によって、ますます地域のつながりが希薄化していくことや、従来の介護、障がい、子ども、困窮といった行政サービス制度の狭間に陥ってしまい、いろんな行政サービスが受けられず社会から孤立してしまう恐れがあることなど、これまで以上に深刻な問題に発展するのではと危惧しております。

それでは質問に入ります。

1つ目、1項目目でございます。当町の第3次地域福祉計画において、町や地域住民、社会福祉協議会の取り組みとして位置付けされておりますが、引きこもりにかかる現状や課題、相談支援など今後の展開について、お伺いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） それでは質問にお答えさせていただきます。引きこもりについての当町の実数は、調査がしておらず把握できておりません。この点につきましては、現在民生委員による調査を三重県が実施しております。また課題といたしましては、引きこもり当事者や家族は自ら相談に出向くことが難しく、必要なサービスにつながりにくいことが想定されます。支援方法につきましては、当町におきましては本人支援と家庭支援を軸に行う必要があると考えますが、現状引きこもりの当事者との面談は困難であることが多く、家族支援から開始し家族と当事者の関係づくりの支援を行い、本人支援へとつなげていきたいと考えております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） 今、課長の答弁にございましたように、まあ把握されていないと。これからであるということで、県のほうでは民生委員・児童委員の方々が今多気町でも社協を通じて民生委員・児童委員の方々には大変ご苦勞をかけておりますけれども、研修などを受けていただくというようなご予定だと

いうふうに聞いております。しかしながらですね、この先だっの全協でいただいたこの第3次多気町地域福祉計画の中のアンケート、多気町内のアンケートでございます。この中で民生委員・児童委員さんの認知度、せっかく頑張っていておるんですが、認知度を尋ねましたら活動内容、活動も誰かも誰が民生委員さんなのか知らないと答えた人が38.9%、4割の方。で、活動内容は知っているけれども誰か知らないと答えた方は24%、これ合計しますと約6割の方の住民が民生委員さん児童委員さんのことを知らないということになります。加えて社協の、社会福祉協議会の活動内容を知らない人は58%、これはかなり大きい数字じゃないかなっていうふうに思っておりますが、このあたりをどう考えておられるのか、お答えお願いいたします。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 民生委員さんにおきましては、改選時等に広報で周知をさせていただいております。先ほど松浦議員さんよりも知らない方が多いというアンケート結果ということでもありますので、今後も啓発に努力して参りたいと思います。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） せっかくこう活動していただいて、これからまあコロナ禍ではございますけれども、やはり大変でございますけれども訪問支援だったりアウトリーチだったり、まあ自治会のほうでも一緒に各家庭を回ってくださるような予定をしてくださっている自治会もあるというふうに聞いておりますので、ぜひこの辺の周知を社協に委託するのではなくてですね、連携ということでぜひここをしっかりと考えていただきたいと思います。

続きまして、次2項目目に入ります。三重県では、県内における引きこもりの実態を把握するために、県内の相談支援機関72カ所に対して今年の1月から2月にアンケート調査が実施されました。その結果を少し紹介いたしますと、

年代別では 30 代が最も多く約 30%、あと 20 代、40 代、50 代がそれぞれ約 20% ずつ、引きこもり期間は 5 年以上の人が半数でございます。また相談されるのは当事者の父母が 58.1%で、当事者本人は 10.3%でございます。引きこもり状態になったきっかけは、不登校からが 24.7%、人間関係や職場での悩みからも 24.7%、あとは受験や就職活動が上手くいかなかったが 5.8%、当事者自身の病気や家族の介護や看護からが 16.9%でございます。これらの回答数は 360 ケースで回収率は 72%です。内閣府の調査では人口の約 1%が何らかの問題を抱えて引きこもり状態にあると推計しているのに対して、それぞれの価値観の違いがあるにしても相談支援に繋がることのできるのはほんのわずかでございます。これは相談窓口のあり方に課題があると考えております。当町の相談窓口はどこが担っておられるのか、圏域の引きこもり地域支援センターや当町は福祉事務所を設置自治体でございますが、自立相談支援機関はどこに設置されているのでしょうか。また SNS 等のオンラインによる相談は対面相談に比べ当事者にとって心理的ハードルが低いと考えますが、相談支援の充実についてお伺いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 健康福祉課におきましては、昨年 12 月に多気町健康と福祉の相談窓口一覧表を各戸配布し、また町内の公共施設等に設置しております。この中には経済的な困りごとや引きこもりなどの生活相談を受けられる機関といたしまして、多気町の生活困窮者自立支援機関である社会福祉協議会の、名称を多気相談支援センターをご案内しております。多気相談支援センターは平成 27 年より当町より委託し、開設していただいております。

また、どこに相談していいかわからない相談におきましては、健康福祉課の福祉総合相談「みんなの窓口」の周知を実施しております。多気町といたしましては引きこもり相談としてこの自立支援機関である社会福祉協議会の多気相談支援センターと健康福祉課において相談を受け付けているというような

状況です。またSNS等の相談支援といたしましては、多気相談支援センターにおいてメール相談も実施しております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） ありがとうございます。みんなの窓口というふうに住民の皆さんから公募で決められたネーミングだというふうに聞いておりました、良いお名前だなあというふうに思っております。ここにですね、これまで引きこもりとまあ一概に引きこもりだけではないですけども、まあそういった困り事ですね、そういった相談があったのか無かったのか、またそこに電話に出られる方ですね、これ電話番号を調べてみますと38-1114で、この福祉課と全く同じ番号で、別に特別に作られた窓口ではないっていいのかどうか、電話に出られる方はどなたなのか。やっぱり電話する時ってすごく緊張するわけですね。今はもうスマホの時代になっているのでLINEとか文章を打つのはよろしいんですけど、電話ってかなりハードルが高いっていうふうに思うんです。そこは、どなたが出られるのかっていうところで、相談のしやすさとかそこに関わってくると思いますので、その辺り、でもし相談があった場合対応の流れはどのようになっているのか、この3点についてお伺いいたします。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） まず、みんなの窓口の、今回引きこもりのご質問でいらっしゃいましたので、引きこもりのケースをどのぐらい相談して支援してるかっていうあたりでは、当町としまして10ケース支援をさせていただいております。こちらは当町の窓口であったり直接、多気相談支援センターというあたり、またいろいろなケースから介護支援している中から引きこもりの当事者の方が分かりまして、同意を得まして一緒に支援させていただいたりというような状況でございます。

次に、次の質問ですけれども、支援の方法といたしましては、確かにお電話番号のほうは当町の健康福祉課の代表番号になっておりますが、そこで初め少しだけ内容を聞かせていただいて担当のほうに変わるというような状況です。また内容によりましては、当町の相談、うちの職員だけでなく、社会福祉協議会の相談員のほうに一緒に相談させていただくようなことで支援をさせていただいております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） ありがとうございます。おっしゃるとおりでございますけれども、何かこの38-1114ですねこの番号にかけると、まあ担当の社会福祉士さんだったりとか社協に電話を回していただくっていうことですが、そのハードルをもう少し下げただかかないと、10件ほどの支援をしてくださるというところでございますけれども、そこをもう少しちょっとこう変えていただくとか、何か方法はないかなっていうふうに思っておるわけですが、で、まあそこは専門の知識、福祉に専門の知識を持たれた方が出てくださいるっていうので安心はするわけでございます。で、そうですね、この計画の中にですね、電話の身近な相談窓口の充実ということで、そこにFAXっていうのが書かれておったと思うんです。電子メールとFAXっていうふうに書かれた、FAXはまあこの問題にかかわらずですね、ちょっとこうプライベートの問題だったりとか、それはあまり良くないのではないかなっていうふうにこの計画を見させていただいて、その辺はどうされるのかっていうのをまあちょっとご見解をお伺いいたします。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） FAXにおきましては、全体的な相談を受け付けておりますので、聴覚障害等ある方の第一相談として受け付けたりはさせていただいておりますが、基本的にはFAXでなくまずは電話等になってくると

思っております。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松村議員。

○1番（松浦 慶子） わかりました。まあそのようなことで対応していただきたらとは思いますが。

そしたら次の質問に入らせていただきます。高校や大学を含む学生時代の不登校から引きこもりが始まっている人が少なくないことが現状として認識されていますが、ここがまさに制度の狭間だというふうに考えております。教育と医療や子ども青少年福祉の間の支援において、当町の考えと施策の有無について伺いたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在でございますが、小中学校等で相談を受けているケースにおきましては、福祉課の介入が必要なケースには同意をいただいて紹介いただき、教育と福祉で支援しているケースがございますが、高校、大学となるとそういうような連携が難しいのが現状でございます。このことは当町だけの課題ではなく社会全体の課題だと考えます。町ができることは相談の関を低くして高校生や大学生の保護者等が相談しやすい体制づくりを周知していきたいと思っております。また今後適切な情報共有ができる会議体も模索していきたいと考えます。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） 今、青少年の年齢区分っていうと法令によってまちまちでございますが、だいたいまあ18歳から20代ぐらいかなっていうふうに考えておりますが。まああの福祉の分野ですと障害であったりとか生活困窮、ひとり親家庭というふうな制度がある場合にはいいんですけれども、例えば障害手帳を持っておられましたでもですね、精神だったり自閉症だったりすると受験

を越えて一般の高校に入学されます。で、やはりそこでは特別支援学級や学校のような対応ではないので、それから高校3年間過ごされて、そこから企業に就職するという形になるわけですが、今度企業に入られたらですね、やはり難しくそこで企業や社会の中で難しいことが起こる、困りごとがまた増える、課題が増えるというようなところで、やっぱり退職される率が多いのではないかなっていう。で、やっぱ親御さんは就職したらすごく喜ばれるわけですがけれども、本人さんがやっぱりそこで間に挟まれて、無断欠勤になったりとか、そういうふうな話につながるわけですが、やっぱり本人さんというののがかなり厳しい状況になってきてまあこういった流れになるのではないかなっていうふうなまゝ推測しております。で、こういった方を支援する、まあ障害者手帳を持っておればですね就労移行支援だったりとかまあそういうところでお世話になることも可能だと思いますが、そうじゃない方ですよ、そこをちょっとグレーゾーンと言われるようなところの方達っていうのはやはりプライドであったりとかそのプライバシー個人情報であったりとかそういうところの壁がありますので、先ほど課長がおっしゃったように相談窓口のハードルを低くするという、そこに尽きるのではないかなっていうふうに思っております。ここをどうやって福祉のサービスに関われない方達をどのようにサポートしていくのかっていうところがまあ今後の課題になるのではないかなって思っておりますが、まあそこをどのように今後を考えられてるのかなっていう、他にももし支援、こんな支援があるよってというようなことがあれば何か教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今回ご質問いただきまして、このことについては課内で考えた中でまあハードルを低くする相談しやすい体制づくりということで考えました。また今後も先進地等をいろいろ研修も積みまして、いろいろな方法を考えていきたいと考えます。以上です。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） おっしゃるように、これからは福祉だけではなくてですね、やっぱりこれは教育の部分が入ってきますので、後は雇用の分野、だから教育と医療、福祉、雇用の分野を超えて、まさしく横連携、福祉の連携を強化しないといけないと考えております。このためにですね、厚労省のほうで先ほど訂正いたしましたこの「重層的支援体制整備事業」というのが社会援護局でございますか、そこを令和3年度から4年度も予算請求の概要も発表されておりますのでね、ですのでこの事業というのは、まあ今申しましたように制度ごとに分かれている関連事業を一体的に財政支援をするという目的で予算化されているというふうに聞いておりますので、福祉だけの問題ではない。また教育、雇用の問題につながりますので、そこを当町でどのように一連の流れとしてですね対応していただけるように、この令和4年度の予算もこの国のこの事業の推進も指定されておりますので、ここを予算を取っていただければなっていうふうに思っておりますので、ぜひこのせっきく当町には福祉事務所がありますので、こういうふうなところで県と連携をしながら、包括的な支援の体制へ移行されますように推進をお願いしたいところでございます。いかがでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 重層的支援体制整備事業につきましては、市町手挙げに基づく任意事業でございます。当町においては、すでに令和元年、包括支援センターを直営化し、健康福祉課内においては重層的な連携は取れつつあると確信をしております。介護と引きこもりの世帯や子育て支援とDV支援、また生活困窮に介護や子育てが複数化しているようなケースもございます。一世帯一世帯の支援を丁寧に連携して実施してきております。しかしながら、今後、教育委員会部局との連携を強化していくことも必要だと考えます。こちら

のほうもすでに今回5市町が令和3年度の手挙げをしてみえますので、そちらのほうも参考にしながら検討をしていきたいとは考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） まあ教育委員会、教育課も含めてですね、これ進めていただきたいなあっていうふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは4番目の、最後の項目に入らせていただきます。就労などの社会参加支援、世代や属性を超えた居場所の確保など地域づくりに向けた支援などの包括的な支援体制の仕組みを創ることが、従来の制度の狭間のニーズに対応できると考えますが、就労支援と居場所づくりについて、当町の見解をお伺いいたします。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在、自立相談支援機関による就労支援、町職員による就労準備支援等により社会復帰の支援を行っております。支援をしている中ですぐに就職には結びつかない事が多々あります。そこで就労体験ができるプログラムを作成いたしまして、町内の就労継続支援事業所の協力を得て、軽作業や内職等の就労体験を行うことにより、徐々に就労について準備をしていくことを実施していきたいと考えております。対象者の状況に合わせて柔軟に支援していきたいと考えます。また引きこもりの当事者の方は、まずは外に出る体験が必要と考えます。居場所作りにつきましては、今年度秋に試験的に実施し需要を見ていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） 居場所作りについてはそうしますと、いつからどのような

な形でされるご予定なんでしょうか。

○議長（前川 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 居場所作りでございますが、引きこもり当事者と家族の方、また精神障害などで生きづらさを抱えている方を対象者にさせていただきまして、今現在決まっているところでは、開催日時10月28日に、場所としては図書館のオープンスペースを使わせていただきまして、職員としては町の職員及び社会福祉協議会の職員で対応したいと考えております。ただコロナ禍の中ですもので、ちょっとこの予定がこのまま継続できるかどうかというのは状況次第だと考えております。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） 10月28日ですか。で、あの図書館、多気の図書館でございますか。そこでまあそういった事を相談窓口として社協の方と社会福祉士さんだったりとその専門の知識を持った方が対応してくださるということで、これは今回初めてなんでしょうか。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 町として社会福祉協議会と共同でさせていただくというのは初めてでございます。またちょっとここにはあの相談というよりは、まずは来て皆さんで話をしたりほっとしようということで、相談がなくても来ていただいてもいいというような状況で、居場所を作っていきたいと考えています。その中で、また相談が出てきたらそちらには相談させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○1番（松浦 慶子） 居場所ってというのは初めてということで、一日だけを公

開して居場所っていうのはちょっとまあおかしいんじゃないかなっていうふうに今ちょっと疑問に思いましたけれども。あのですね、私もいろいろ各市町の状況、三重県内で先進事例なんかを見ておりますと、例えば名張市の地域づくり、ここはまあモデルケースとしてかなり色んなことが進んでいる町でございます。ここのを紹介させていただきますと、まちの保健室っていうのをもう常駐でもう各地域の15カ所の地域かな、そこに公民館に、まちの保健室っていうのを作られております。そこに最初は職員の方が数名出たり入ったりされてたっていうふうに聞いておりますが、やはりいろいろ職員の方が行ったり来たりするのは行財政の中でまあ大変じゃないかっていうことで、その後ですね、エリアディレクターというような看護師とか社会福祉士の資格を持った各分野の職員が15カ所のまちの保健室に常駐されたりとかっていうふうに取り組みを行っております。今の状況を聞きましたら、気軽に相談できる、ハードルを下げた身近な窓口っていうところで、まあその開設してるだけではやはり来られないっていうことで、例えばこの名張市さんがされているのは、おむつ用のゴミ袋の無料配布だったり、先ほど松木議員が質問されました生理用品の無料配布場所にそのまちの保健室を位置づけてですね、そこに来やすいきっかけ、入りやすいきっかけを作られているっていうような取り組みを行っております。もう一つはいなべ市の事例ですが、これはそれこそ今年の4月に、引きこもり支援センターというもうこの引きこもりだけの名前を使われて、これは行政と社協との連携で廃園になった旧幼稚園で窓口を活用してまあ窓口と居場所というふうの開所されたという例がございます。ここには元行政の退職された方とあとは社会福祉士2名の方が常駐されているということです。ここには予算が必要でございますが、これは国の就職氷河期世代や先ほどのアウトリーチの支援の補助事業で作られたというようなことをお聞きしました。これらの名張市といなべ市のこの経緯を見ましてですね、やはり何が大切かと言うと、これを真似して作るっていうことではなくって、各地域の状況も違いますので、この今やってると仮定してそれを次のものに新しいものに変えていく

プロセス、過程ですね、ここのミーティングだ会議だったり、そのしっかりした中身のある会議を行ってやっぱりこの臨機応変に試行錯誤しながら早いスピードでこう変えていかれてるというところが、かなりここは大事なことはないかなと。先ほどの厚労省の社会援護局の発表なんかの見ますとですね、やはりこのプロセスですね、過程を大事にしてほしいというところなんです。そこをおっしゃってありました。ですので、まあ今初めてこれから図書館で10月28日に行われるということですが、それも大事です。これはどういうふうなことなのか、次につなげていけるような機会にしていきたいと思えますし、ぜひまあこういうふうな活動を参考にさせていただいたらと思います。ま、プロセスが大事ということですね。

もう一つですね、その居場所作りだったりとかそういう活動というのはこの計画書にもありますように、地域の人たちをどういうふうにして住民を巻き込んでいくかっていうところ、まあ組織づくりと地域づくりですね。相談窓口はやっぱり先ほども申し上げましたようにプライバシーやそういうものがあるので、行政がやっぱりすべきだと考えております。そうでないと、先ほどのいなべ市さんなんかだと、最初はやっぱりそういうふうなことをされたようです。えーっと、ちょっと待ってくださいね。いなべ市さんは、いきなり今年の4月に引きこもり支援センターを作られたわけではなくてですね、4年前に地域おこし協力隊やNPO法人の連携で相談事務を受けられてたそうです。しかし、これはまあ個人情報の壁があったり相談内容が行政へ上がってこないことで、困りごとの全般が全体像が見えてこなかったというところで、行政サービスの制度に繋がらないということが課題としてわかってきたと。で、その後ですね、社協で定期的に集いの場として開催されましたけれども、限られた日程と情報交換の場であったため、まあ相談窓口としては機能しなかった。そして次のこの今年の4月のこの支援センターにつながったという、こういう経緯があるわけで、そこを大事にしていきたいなと思って。ただまあやったら終わりではなくてですね、そこをしっかりと今後考えていただきたいというところが一番

の課題ではないかと思います。

もう1点、その環境づくり、そういう居場所や交流の場づくり、先ほども青少年のことやら言いましたけども、やっぱり学校や職場と家、この2つではやっぱり気が詰まるわけですね。課題や困りごとを抱えて。その第三の居場所としてその別の場所を作るということが大事なんだろうなっていうふうに、有名なスターバックスさんのそういうふうな話ですね、第三の居場所っていうところで、サードプレイスという場所を作られたというふうに聞いております。で、地域づくりや環境づくり、ここですよ。今まあ私のほうにですね、住民の皆さんから聞こえてくる声としては、地域で困ってる人たちをサポートしたいとか、こんなことを考えているんだけどこんな活動したいんだけどどうしたらいいだろうか、っていうようなやっぱり前向きな本当に聞いていてワクワクするような本当に良いご意見を、ご意見だけじゃないんです、それから私たちが役に立てることをどれだけ考えているかっていうことを発信してくださる方が、今なんか増えてきているような気がしております。私もそうですけれども、そういうふうな活動をですね、町長あれですよ、今日の朝ドラ見られましたでしょうか。朝ドラね。人の役に立ちたいっていうふうに思ってもらえる方はたくさんおられ、そのセリフの中であつたんですけども、人の役に立ちたい、それ皆さん心の底で思ってもらっちゃること、でも大人になると恥ずかしくて言えなくなるんだっていう。この議会の議員の皆様だってそうです。町長だってそうかもしれませぬ。根本的、根っこにあるのはやっぱり人の役に立ちたい、役に立って喜んでいただきたいという思いがあつてこういうふうに活動してるわけですから。そこのそういう声を拾い上げて、それを行政で何かを仕組みを変えていく、それぞれを助けて、そういう活動を助けていくっていうようなことも、行政の役割、町長の役割ではないかなというふうに思っております。それを行政でやるんだからもうそれは心配ないとかいうことではなくてですね、そういうふうな声をしっかり聞いていただきたい。それがこの第3、3番目の目標の環境づくりというふうに繋がっていくんではないか

と思います。まあ行政でやれるんだったらもう私たちは知らないですよと、そんなこと関わりたくないですよっていうふうなことにしてしまうと、この町の将来を心配するわけであります。その辺を町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 議員おっしゃっていただいたように、人の役に立ちたいというのは、これはもう町長もそうですし、議員の皆さんも多分皆さん変わりないと思います。人の役に立ちたいってというのはそれはもう様々な分野であると思います。今、松浦議員は大半は福祉の関係をおっしゃって見えましたが、これはちょっと途中で触れられましたけども、雇用もそうでありまして、町を興す、町おこしちゅうのもこれも人の役に立つということでもあります。もちろん教育もそうでありまして。農業もそうでありまして。町長としては、福祉の関係は福祉課長申し上げましたように、本当はいろんな分野でもっとこう皆さんに知っていただきたいというのは、こんな事をうちは発してきたのに全然わかってもらえないと思っておりますので、それをまあどうやってこれから広げていくわというのも難しい部分がありますけども。基本的にはやっぱり、町を良くしていきたい、子供達ももっと元気に、そしてじいちゃんばあちゃんももっと健康に健やかに、これはもう全部、役に立ちたいという思いに変わりないと思いますので、これから議会の皆さんと我々も一緒にその分野については取り組んでいきたいなと思います。以上ですけど、はい。

○議長（前川 勝） 答弁が終わりました。

松村議員。

○1番（松浦 慶子） ありがとうございます。私が言ってるのはもう全般的に福祉だけではなくてですね、今おっしゃったようにもう全部のことに対してです。皆さんそれぞれの生きてこられた経験値だったりとか、そういうふうな役に立とうとする自分たちの分野がそれぞれありますので。コミュニティストーク

ルだってそうですよね。だから皆さんそういうふうな思いを消さないでいただきたい、それだけなんです。そこをしっかりと支えていくということが、この地域福祉計画のここにつながってくると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。それと、この計画でございますが、今いろんなことを福祉課の課長としましたけれどもお話しさせていただきましたけれども、やはり最後にどこの計画も同じです。このP D C Aですね。これが今これ令和6年度までの5年間計画でございますけれども、これを変えていく、どういうふうにしてまた中身を変えていく、難しければもう一つ別のものを作っていく、これのもっとこう詳細のものを作っていただくたりとかですね。そういうふうな、ここをぜひ点検、見直し、計画の進行管理、点検、見直し、ここをぜひやっていただきたい。このためにこの計画がございますので、机上の空論にならないように今度10月28日に行ってくださいるのであれば、それを元にしてどういう風に今後やっていくかっていうことを、ぜひこれを令和6年まで置いとかないような形でお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。課長、ちょっと言葉をいただければと思いますが。

○議長（前川 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） はい。計画は確かに令和6年までとさせていただいております。進捗状況を確認しながら、やはり課員と一緒に話をしながら、また社会福祉協議会ともご相談をさせていただきながら、進めていきたいと考えております。

○議長（前川 勝） 松浦議員。

○1番（松浦 慶子） ありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（前川 勝） 以上で、松浦議員の一般質問を終わります。

以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議はこれにて散会といたします。ご苦労さんでした。

(9月13日11時16分)